

居宅介護支援事業所とサービス事業所の連携（介護予防を含む）について

平成27年度制度改正により、居宅介護支援（介護予防支援も同様）の運営に関する基準が見直され、居宅介護支援事業所と指定居宅サービス等の事業所の意識の共有を図る観点から、介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等の担当者から個別サービス計画の提出を求めることとなりました。

○「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第38号） 第13条

（指定居宅介護支援の具体的取扱方針）

（新設）

- 12 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第24条第1項に規定する訪問介護計画をいう。）等指定居宅サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。

※指定介護予防支援も同様の改正となります。

○「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について」（平成11年老企第22号） 第2の3（7）

（新設）

- ⑫ 担当者に対する個別サービス計画の提出依頼（第12号）

居宅サービス計画と個別サービス計画との連動性を高め、居宅介護支援事業者とサービス提供事業者の意識の共有を図ることが重要である。

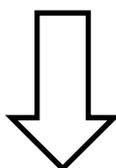
このため、基準第13条第12号に基づき、担当者に居宅サービス計画を交付したときは、担当者に対し、個別サービス計画の提出を求め、居宅サービス計画と個別サービス計画の連動性や整合性について確認することとしたものである。

なお、介護支援専門員は、担当者と継続的に連携し、意識の共有を図ることが重要であることから、居宅サービス計画と個別サービス計画の連動性や整合性の確認については、居宅サービス計画を担当者に交付したときに限らず、必要に応じて行うことが望ましい。

さらに、サービス担当者会議の前に居宅サービス計画の原案を担当者に提供し、サービス担当者会議に個別サービス計画の提出を求め、サービス担当者会議において情報の共有や調整を図るなどの手法も有効である。

※指定介護予防支援も同様の改正となります。

前頁の国の見直しに伴い、「岡山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成26年条例第31号）」及び「岡山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成26年条例第32号）」も同様の改正を行います。



【指定居宅サービス事業者（介護予防を含む）のみなさまへのお願い】

指定居宅介護支援事業所（指定介護予防支援事業所）から個別サービス計画の提出を求められた際には、これに応じ、居宅サービス計画（介護予防サービス計画）と個別サービス計画の連動性や整合性について確認することによって、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じたよりよいサービス提供を行うために、指定居宅介護支援事業所（指定介護予防支援事業所）との意識の共有を図るよう、お願いいたします。

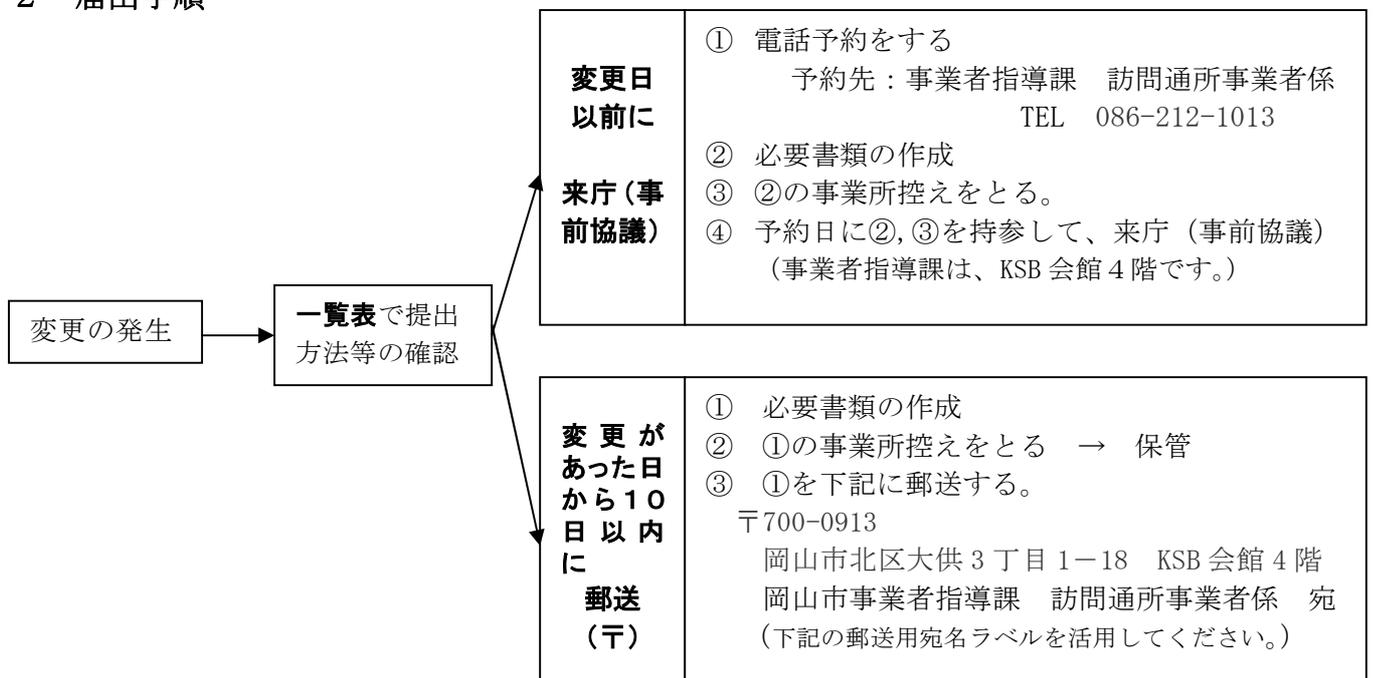
変更届（必要書類・提出方法）

※届出用紙は、事業者指導課（訪問通所事業者係）のホームページからダウンロードできます。

1 届出が必要な変更事項、届出時期、必要書類、提出方法

⇒ 次ページの一覧表で確認してください。

2 届出手順



郵送用宛名ラベル ※こちらをコピーの上、使用されると便利です。

〒 700-0913
 岡山市北区大供3丁目1-18 KSB 会館4階
 岡山市 事業者指導課 訪問通所事業者係 宛
 <変更届（ ）在中>

↑ サービスの種類を記載してください。

○変更の届出（福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与）

既に申請、届出している事項に変更が生じた場合、介護保険法の定めに基づき、10日以内に変更の届出が必要です。

なお、変更内容（事業所の移転など重要な変更の場合）によっては、事前に岡山市（事業者指導課）と協議する必要があります。

変更の届出は、岡山市保健福祉局事業者指導課へ1部提出してください。

期限内に提出できないときは、遅延理由書を添付してください。

- ◆同時に複数項目の変更を届出する場合、重複する書類は省略可能です。
- ◆当該事業所が「（介護予防）福祉用具貸与」と「特定（介護予防）福祉用具販売」指定を併せて受け、かつ、一体的に運営がなされている場合、変更届出書の「サービスの種類等」欄に「（介護予防）福祉用具貸与、（介護予防）福祉用具販売」と記載することにより、変更届出書を1枚に集約できます。
- ◆変更事項3, 4, 5, 11について複数事業所に及ぶ場合、「事業所一覧」の添付により、一括処理が可能です。ただし、同一サービス（福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与）に限ります。

変更の届出が必要な事項	提出書類
1. 事業所の名称 【関連項目】 定款等の記載にも変更がある場合、5を参照してください。	①変更届（様式第4号） ②付表11 ③変更後の運営規程
2. 事業所の所在地 【関連項目】 定款等の記載にも変更がある場合、5を参照してください。 【重要】 岡山市以外の所在地へ事業所を移転する場合には、岡山市へ廃止届と、移転先の所在地（指定権者）での新規指定申請になります。	※事前協議が必要 ①変更届（様式第4号） ※変更届の「変更の内容」欄に、変更後の郵便番号、所在地、電話番号、FAX番号を記載すること。 ②付表11 ③事業所の位置図（住宅地図の写し等） ④事業所の平面図 ⑤事業所の写真（外観、事業所の出入口部分、事務室、相談室、保管スペース（消毒済と未消毒の区分ごと）、消毒用器材） ※各2方向以上、死角のないよう撮影し、A4用紙に貼付のこと。 ⑥変更後の運営規程 ⑦事業所として使用する建物の使用権限を証明できる書類 ※自己所有の場合は、建物の登記事項証明書又は登記識別情報通知等の写し等（土地は不要） ※賃貸の場合は、賃貸借契約書の写し ⑧建築物関連法令協議記録報告書
3. 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 【重要】 運営法人が別法人（合併を含む）になる場合には、変更届ではなく、廃止届と新規指定申請になります。	①変更届（様式第4号） ②申請者の定款又は寄附行為等（原本証明が必要） ③申請者の登記事項証明書又は条例等 ※申請者が市等の場合は事業所の設置条例等、指定管理者の場合は指定管理協定書（原本証明が必要）を添付。

○変更の届出（福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与）つづき

変更の届出が必要な事項	提出書類
4. 代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	①変更届（様式第4号） ②申請者の登記事項証明書等 ③誓約書（居宅サービス、介護予防サービス） ④役員等名簿 ※代表者の住所変更のみの場合は②、③は不要。
5. 申請者の定款又は寄附行為等及び登記事項証明書又は条例等（当該事業に関するものに限る）	①変更届（様式第4号） ②申請者の定款又は寄附行為等（原本証明が必要） ③申請者の登記事項証明書又は条例等 ※申請者が市等の場合は事業所の設置条例等、指定管理者の場合は指定管理協定書（原本証明が必要）を添付。
6. 事業所の平面図（レイアウト、専用区画）及び設備の概要	①変更届（様式第4号） ②事業所の平面図 ③事業所の写真（外観、事業所の出入り口部分、事務室、相談室、保管スペース（消毒済と未消毒の区分ごと）、消毒用器材） ※各2方向以上、A4用紙に貼付のこと。 ④設備・備品等の写真
7. 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴	①変更届（様式第4号） ②付表11 ③管理者経歴書 ④資格証等の写し（当該事業に関する資格を有する場合のみ） ⑤管理者就任承諾及び誓約書（市参考様式2-1） ⑥雇用契約書又は辞令等の写し ⑦従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表《変更月のもの》 ※管理者のみの記載で可。 ※当該事業所の他の職種又は他の事業所と兼務がある場合には、兼務する他の職種又は兼務先の事業所名及び職種を記載。 ⑧誓約書（居宅サービス、介護予防サービス） ⑨役員等名簿 ※管理者の改姓又は住所変更のみの場合、④～⑧は不要
8. 福祉用具の保管及び消毒の方法	①変更届（様式第4号） ②福祉用具の保管及び消毒の方法を記載した書面 ③事業所の平面図 ④専用施設の写真（保管スペース（消毒済と未消毒の区分ごと）、消毒用器材） ※各2方向以上、A4用紙に貼付のこと。
9. 保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合、委託契約の内容	①変更届（様式第4号） ②委託契約書の写し ※保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合に必要。

○変更の届出（福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与）つづき

変更の届出が必要な事項	提出書類
10. 運営規程	<p>①変更届（様式第4号） ※変更届の「変更前」及び「変更後」欄に変更内容を記載するか、別紙（変更内容を記載）を添付すること。</p> <p>②付表1-1 ※記載事項に変更がある場合のみ添付。</p> <p>③変更後の運営規程 【営業日・営業時間の変更の場合】</p> <p>④従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表《変更月のもの》 ※変更後の運営に支障がない従業者を配置すること。</p>
11. 役員の氏名、生年月日、住所 【関連項目】 営利法人等で登記事項証明書の記載にも変更がある場合、5を参照してください。	<p>①変更届（様式第4号） ※変更届出書の「変更前」欄に退任した役員の氏名を、「変更後」欄に就任した役員の氏名を記載すること。</p> <p>②役員等名簿 ※変更のあった役員のみ記載でも可。</p> <p>③誓約書（居宅サービス、介護予防サービス） ※役員の改姓、住所変更又は役員の退任のみの場合は③は不要。</p>

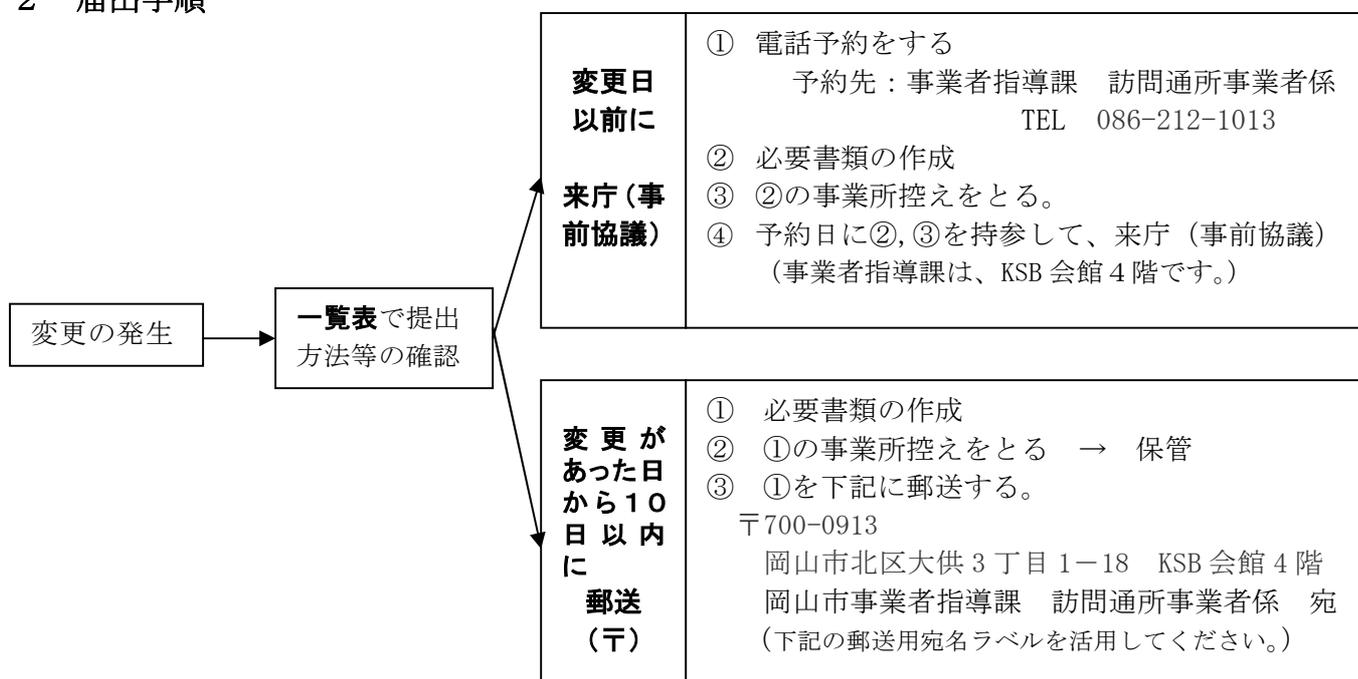
変更届（必要書類・提出方法）

※届出用紙は、事業者指導課（訪問通所事業者係）のホームページからダウンロードできます。

1 届出が必要な変更事項、届出時期、必要書類、提出方法

⇒ 次ページの一覧表で確認してください。

2 届出手順



郵送用宛名ラベル ※こちらをコピーの上、使用されると便利です。

〒 700-0913
 岡山市北区大供3丁目1-18 KSB 会館4階
 岡山市 事業者指導課 訪問通所事業者係 宛
 <変更届（ ）在中>

↑ サービスの種類を記載してください。

○変更の届出（特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売）

既に申請、届出している事項に変更が生じた場合、介護保険法の定めに基づき、10日以内に変更の届出が必要です。

なお、変更内容（事業所の移転など重要な変更の場合）によっては、事前に岡山市（事業者指導課）と協議する必要があります。

変更の届出は、岡山市保健福祉局事業者指導課へ1部提出してください。

期限内に提出できないときは、遅延理由書を添付してください。

◆同時に複数項目の変更を届出する場合、重複する書類は省略可能です。

◆当該事業所が「（介護予防）福祉用具貸与」と「特定（介護予防）福祉用具販売」指定を併せて受け、かつ、一体的に運営がなされている場合、変更届出書の「サービスの種類等」欄に「（介護予防）福祉用具貸与、（介護予防）福祉用具販売」と記載することにより、変更届出書を1枚に集約できます。

◆**変更事項3、4、5、9について複数事業所に及ぶ場合、「事業所一覧」の添付により、一括処理が可能です。**ただし、同一サービス（特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売）に限ります。

変更の届出が必要な事項	提出書類
1. 事業所の名称 【関連項目】 定款等の記載にも変更がある場合、5を参照してください。	①変更届（様式第4号） ②付表12 ③変更後の運営規程
2. 事業所の所在地 【関連項目】 定款等の記載にも変更がある場合、5を参照してください。 【重要】 岡山市以外の所在地へ事業所を移転する場合には、岡山市へ廃止届と、移転先の所在地（指定権者）での新規指定申請になります。	※事前協議が必要 ①変更届（様式第4号） ※変更届の「変更の内容」欄に、変更後の郵便番号、所在地、電話番号、FAX番号を記載すること。 ②付表12 ③事業所の位置図（住宅地図の写し等） ④事業所の平面図 ⑤事業所の写真（外観、事業所の出入口部分、事務室、相談室、受付スペース） ※各2方向以上、死角のないよう撮影し、A4用紙に貼付のこと。 ⑥変更後の運営規程 ⑦事業所として使用する建物の使用権限を証明できる書類 ※自己所有の場合は、建物の登記事項証明書又は登記識別情報通知等の写し等（土地は不要） ※賃貸の場合は、賃貸借契約書の写し ⑧建築物関連法令協議記録報告書
3. 申請者の名称及び 主たる事務所の所在地 【重要】 運営法人が別法人（合併を含む）になる場合には、変更届ではなく、廃止届と新規指定申請になります。	①変更届（様式第4号） ②申請者の定款又は寄附行為等（原本証明が必要） ③申請者の登記事項証明書又は条例等 ※申請者が市等の場合は事業所の設置条例等、指定管理者の場合は指定管理協定書（原本証明が必要）を添付。
4. 代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	①変更届（様式第4号） ②申請者の登記事項証明書 ③誓約書（参考様式9-1-1、9-1-2） ④役員等名簿 ※代表者の住所変更のみの場合は②、③は不要。

○変更の届出（特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売）つづき

変更の届出が必要な事項	提出書類
5. 申請者の定款又は寄附行為等及び登記事項証明書又は条例等 （当該事業に関するものに限る）	①変更届（様式第4号） ②申請者の定款又は寄附行為等（原本証明が必要） ③申請者の登記事項証明書又は条例等 ※申請者が市等の場合は事業所の設置条例等、指定管理者の場合は指定管理協定書（原本証明が必要）を添付。
6. 事業所の平面図（レイアウト、専用区画）及び設備の概要	①変更届（様式第4号） ②事業所の平面図 ③事業所の写真（外観、事業所の出入り口部分、事務室、相談室、受付スペース） ※各2方向以上、A4用紙に貼付のこと ④設備・備品等の写真
7. 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴	①変更届（様式第4号） ②付表12 ③管理者経歴書 ④資格証等の写し（当該事業に関する資格を有する場合のみ） ⑤管理者就任承諾及び誓約書（市参考様式2-1） ⑥雇用契約書又は辞令等の写し ⑦従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表《変更月のもの》 ※管理者のみの記載で可。 ※当該事業所の他の職種又は他の事業所と兼務がある場合には、兼務する他の職種又は兼務先の事業所名及び職種を記載。 ⑧誓約書（居宅サービス、介護予防サービス） ⑨役員等名簿 ※管理者の改姓又は住所変更のみの場合、④～⑧は不要
8. 運営規程	①変更届（様式第4号） ※変更届の「変更前」及び「変更後」欄に変更内容を記載するか、別紙（変更内容を記載）を添付すること。 ②付表12 ※記載事項に変更がある場合のみ添付。 ③変更後の運営規程 【営業日・営業時間の変更の場合】 ④従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表《変更月のもの》 ※変更後の運営に支障がない従業者を配置すること。
9. 役員の氏名、生年月日及び住所 【関連項目】 営利法人等で登記事項証明書の記載にも変更がある場合、5を参照してください。	①変更届（様式第4号） ※変更届出書の「変更前」欄に退任した役員の氏名を、「変更後」欄に就任した役員の氏名を記載すること。 ②役員等名簿 ※変更のあった役員のみ記載でも可。 ③誓約書（居宅サービス、介護予防サービス） ※役員の改姓、住所変更又は役員の退任のみの場合は③は不要。

体制届（必要書類・提出方法）

※届出用紙は、事業者指導課（在宅指導係）のホームページからダウンロードできます。

1 届出が必要な加算（減算）の内容、必要書類

⇒ 次ページの一覧表で確認してください。

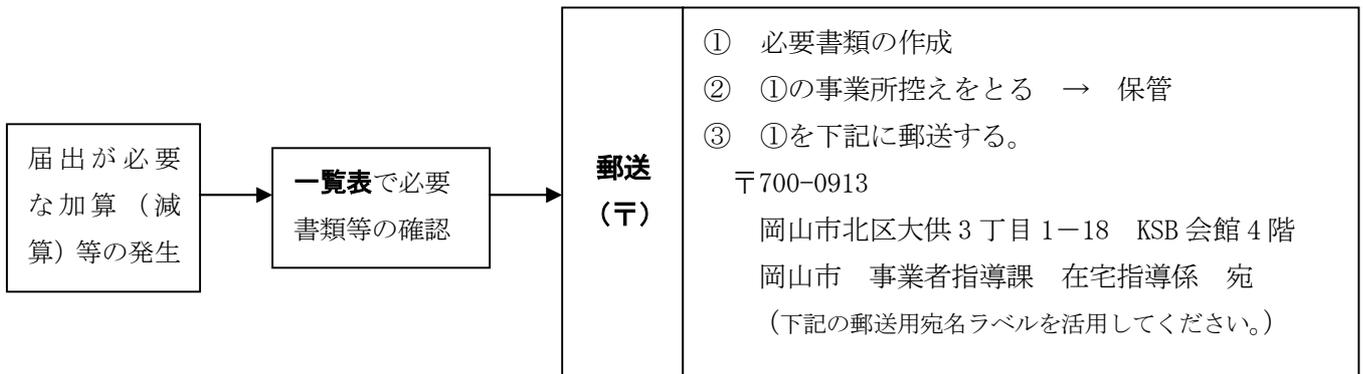
2 届出時期

算定開始月の前月 15 日（閉庁日の場合は翌開庁日）が締切りです。

届出に係る加算等（算定される単位数が増えるものに限る。）については、届出が 15 日以前になされた場合には翌月から、16 日以降になされた場合には翌々月から、算定開始となります。

事業所の体制について加算等が算定されなくなる状況が生じた場合は、速やかにその旨の届出が必要です。なお、この場合は、加算等が算定されなくなった事実が発生した日から加算等の算定はできません。

3 届出手順



郵送用宛名ラベル ※こちらをコピーの上、使用されると便利です。

↓

〒 700-0913

岡山市北区大供3丁目1-18 KSB会館4階

岡山市 事業者指導課 訪問通所事業者係 宛

<体制届（ ）在中>

↑
サービスの種類を記載してください。

特別地域加算及び中山間地域等加算対象地域一覧表

平成24年4月1日現在

市町村名	「通常の事業の実施地域」を越えて「中山間地域等」に居住する者へのサービス提供を行った場合の加算対象地域(5%:注1)						
	特別地域加算対象地域(15%:注1)			「中山間地域等」に所在する小規模事業所加算対象地域(10%:注1) (※)岡山市及び特別地域加算対象地域を除く地域			
	離島振興対策実施地域	振興山村 (注2)	厚生労働大臣が別に定める地域	豪雪地帯	特定農山村地域 (旧市町村名)	過疎地域	辺地 (注3)
岡山市	犬島	旧宇甘東村(下田・高津・宇甘・中泉) 旧宇甘西村(勝尾・紙工・虎倉) 旧竹枝村(大田・吉田・土師方・小倉) 旧上建部村(建部上・宮地・富沢・田地子・品田)	—	—	旧御津町、旧建部村、旧上建部村、旧鶴田村	旧建部町	あり
玉野市	石島	—	—	—	—	—	あり
備前市	鹿久居島・鶴島・大多府島・頭島・鴻島・曾島	旧神根村(今崎・神根本・高田・和意谷) 旧三国村(加賀美・多麻・都留岐・笹目)	—	—	全域	旧日生町	/
瀬戸内市	—	—	—	—	旧牛窓町	旧牛窓町	あり
赤磐市	—	旧熊山村2-2(勢力・千鉢・奥吉原) 旧山方村(是里・滝山・黒木・黒沢・中山) 旧佐伯北村(稲蔭・光木・石・八島田・暮田) 旧布都美村2-2(合田・中畑・石上・小鎌・西勢実・広戸)	—	—	旧笹岡村、旧熊山村、旧山方村、旧佐伯北村	旧吉井町	あり
和気町	—	旧佐伯村(津瀬・米沢・佐伯・父井原・矢田部・宇生・田賀・小坂・加三方) 旧日笠村(保管・日笠上・日笠下・木倉)	—	—	旧佐伯村、旧和気町	旧佐伯町	あり
吉備中央町	—	旧津賀村(広面・上加茂・下加茂・美原・加茂市場・高谷・平岡・上野・竹部) 旧円城村(上田東・細田・三納谷・上田西・円城・案田・高富・神瀬・小森) 旧新山村(尾原・笹目・福沢・溝部)	—	—	旧都賀村、旧円城村、旧新山村、旧江与味村、旧豊野村、旧下竹荘村	全域	/
倉敷市	釜島、松島、六口島	—	—	—	—	—	—
笠岡市	高島、白石島、北木島、真鍋島、小飛島、大飛島、六島	—	—	—	旧神島内村、旧北木島村、旧真鍋島村	—	あり
井原市	—	旧宇戸村(宇戸谷・上高末・烏頭・宇戸)	—	—	旧井原市、旧宇戸村、旧芳井町	全域	/
総社市	—	旧下倉村(下倉) 旧富山村(宇山・種井・延原・橋)	—	—	旧池田村、旧日美村、旧下倉村、旧富山村	—	あり
高梁市	—	旧中井村(西方・津々) 旧玉川村(下切・玉・増原) 旧宇治村(穴田・宇治・遠原・本郷) 旧高倉村(飯部・大瀬八長・田井) 旧上有漢村(上有漢) 旧吹屋町(吹屋・中野・坂本) 旧中村(布寄・羽根・長地・相坂・小泉) 旧大賀村(仁賀・上大竹・下大竹) 旧高山村(高山・高山市・大原) 旧平川村(平川) 旧湯野村(西山・東油野・西油野)	川上町地頭、川上町七地、川上町三沢、川上町領家、川上町吉木、川上町臘敷、備中町志藤用瀬、備中町布瀬、備中町長屋、備中町布賀	—	全域	全域	/
新見市	—	旧豊永村(豊永赤馬・豊永宇山・豊永佐伏) 旧熊谷村(上熊谷・下熊谷) 旧菅生村(菅生) 旧千屋村(千屋・千屋実・千屋井原・千屋花見) 旧上刑部村(上刑部・大井野) 旧丹治部村(田治部・布瀬) 旧神代村・旧新郷村 旧本郷村・旧万歳村・旧新砥村 旧矢神村・旧野馳村	—	旧新見市、旧大佐町、旧神郷町	全域	全域	/

特別地域加算及び中山間地域等加算対象地域一覧表

平成24年4月1日現在

市町村名	「通常の事業の実施地域」を越えて「中山間地域等」に居住する者へのサービス提供を行った場合の加算対象地域(5%:注1)						
	特別地域加算対象地域(15%:注1)			「中山間地域等」に所在する小規模事業所加算対象地域(10%:注1) (※)岡山市及び特別地域加算対象地域を除く地域			
	離島振興対策地域	振興山村 (注2)	厚生労働大臣が別に定める地域	豪雪地帯	特定農山村地域 (旧市町村名)	過疎地域	辺地 (注3)
浅口市	—	—	—	—	旧寄島町	旧寄島町	—
早島町	—	—	—	—	—	—	—
里庄町	—	—	—	—	—	—	—
矢掛町	—	旧美川村(上高末・下高末・字角・内田)	—	—	旧美川村	全域	
津山市	—	旧上加茂村・旧加茂町 旧阿波村 旧広戸村(奥津川・川東・市場・案内・羽賀・大吉・西村・日本原・大岩) ※旧新野村の日本原は該当しません。	—	旧津山市、旧勝北町、旧加茂町、旧阿波村	旧一宮村、旧高田村、旧加茂町、旧阿波村、旧広戸村、旧新野村、旧大井西村	旧加茂町、旧阿波村、旧久米町	あり
真庭市	—	旧富原村(若代・下岩・清谷・曲り・古呂々尾中・若代畝・高田山上・月田本・岩井谷・岩井畝・上・野・後谷) 旧津田村(野原・舞高・旦土・吉・田原山上・上山) 旧湯原町(禾津・釘貫小川・下湯原・羽根根・都喜足・豊栄・仲間・久見・本庄・見明戸・三世七原・社・湯原温泉) 旧二川村(粟谷・黒杭・種・小童谷・藤森) 旧美和村(余野上・余野下・樫西・樫東・目木・三崎・中原・台金屋) 旧美甘村(鉄山・黒田・田口・延風・美甘) 旧中和村(下和・初和・別所・真加子・吉田)	—	旧湯原町、旧美甘村、旧八束村、旧中和村	旧北房町、旧勝山町、旧津田村、旧美川村、旧河内村、旧湯原町、旧久世町、旧美甘村、旧川上村、旧中和村	全域	
美作市	—	旧梶並村(右手・真殿・梶並・楮・東谷上・東谷下) 旧栗広村2-1(長谷内・馬形・宗掛) 旧大野村(川上・滝・野形・桂坪・笹岡) 旧東栗倉村(後山・太田・川東・中谷・野原・東青野・東吉田) 旧豊田村(北原・友野・山口・山外野・大原・猪臥・海内・平田) 旧巨勢村2-1(巨勢・海田) 旧福山村(万善・国貞・鈴家・田淵・柿ヶ原) 旧巨勢村2-2(尾谷) 旧河会村(上山・中川・横尾・北・南・滝ノ宮)	—	旧勝田町、旧大原町、旧東栗倉村	旧勝田町、旧大原町、旧東栗倉村、旧豊田村、旧巨勢村、旧作東町、旧英田町	全域	
新庄村	—	全域	—	全域	全域	全域	
鏡野町	—	旧富村(大・楠・富仲間・富西谷・富東谷) 旧久田村(久田上原・久田下原・黒木・河内・土生) 旧泉村(井坂・女原・至孝農・杉・西屋・箱・養野) 旧羽出村(羽出・羽出西谷) 旧奥津村(奥津・奥津川西・下齋原・長藤) 旧上齋原村 旧中谷村(入・山城・中谷)	—	旧奥津町、旧富村、旧上齋原村	全域	全域	
勝央町	—	—	—	—	—	—	あり
奈義町	—	旧豊並村(馬桑・関本・小坂・高円・皆木・西原・行方)	—	全域	旧豊並村	全域	
西栗倉村	—	全域	—	全域	全域	全域	
久米南町	—	旧弓削町(下弓削・西山寺・松・上弓削・塩之内・羽出木・全間・仏教寺・下二ヶ・上二ヶ・泰山寺)	—	—	旧弓削町、竜山村	全域	
美咲町	—	旧倭文西村(北・南・里・中) 旧江与味村2-2(江与味) 旧西川村(西併和・西川・西川上)	上口・小山・折原・中併和・東併和・西	—	旧大併和村、旧旭町、旧吉岡村、旧南和気村	全域	

注1: 福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与を除く。

注2: 振興山村、豪雪、特定農山村、過疎は平成合併前の旧市町村名で指定されています。

注3: 辺地については、別表(辺地地域一覧表)により御確認ください。なお、他の法律により各市町村の全域が対象地域となっている場合には辺地名の記載を省略しています。

注4: 加算対象地域であるか、地名のみでは判断できない指定地域があります。具体的な対象地域については、各市町村にお問い合わせください。

○辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律
（昭和37年法律第88号）第2条第1項に規定する辺地

辺地地域一覧（具体的な場所等が不明な場合は、該当市町村に確認すること。）

市町村名	辺地名								合計 235辺地
岡山市	山上・石妻	杉谷	犬島	畑鮎	金山寺	北野	勝尾・小田	角石畝	
	野口	田地子上	土師方上	大田上	和田南	三明寺	東本宮		
津山市	物見	河井・山下	倉見	黒木	西谷・中土居	尾所	大杉	大高下	
	奥津川	油木上	八社						
玉野市	石島								
笠岡市	高島	白石島	北木島	真鍋島	飛島	六島			
井原市	野上南部	野上北部	稗原	池井	共和・三原	西星田	水名	黒木	
	宇頭								
総社市	延原・宇山								
高梁市	山際	柴倉	上野	迫田	野呂	遠原	秋ヶ迫	本村	
	野原	山ノ上	檜井	家地	丸岩	陣山	大津寄	西野呂	
	割出	中野	坂本	吹屋	小泉	長地	上大竹	高山	
	高山市	布賀	平川	湯野	西山				
新見市	花見	井原	千屋	菅生	木の畝	足見	赤馬	宇山	
	松仁子	法曾	君山	大井野	田治部南	上油野	三室	高瀬	
	三坂	青木	田淵	大野	荻尾	久保井野	高野川東		
備前市	頭島	大多府島	和意谷	加賀美	都留岐	笹目			
瀬戸内市	子父雁								
赤磐市	是里東	是里中	是里西	滝山	中山	八島田	暮田	戸津野	
	中勢実	石・平山	合田・中畑	小鎌・石上	西勢実				
真庭市	清谷	曲り・古呂々尾中	後谷	上・岩井畝	高田山上・野・若代畝	星山・竹原・菅谷	見尾・真賀	神代	
	吉	田原山上・上山	別所・佐引	関上	日野上	杉山・日の岨	藤森	杉成・河面・大杉	
	粟谷	立石	三野瀬	種	福井	見明戸	中屋	鉄山	
	阿口	樽見	井殿						
美作市	右手	東谷下	宗掛	江ノ原	西町	野形	滝	田井	
	後山	中谷	東青野	山外野	海田	梶原	小房	宮原	
	角南	白水	万善	国貞	田淵	柿ヶ原	日指	北	
	上山								
和気町	大成	大杉・加賀知田	上田土	南山方・丸山	奥塩田	北山方	室原	岸野	
矢掛町	羽無	宇内							
新庄村	堂ヶ原								
鏡野町	近衛	大町	岩屋	越畑	中分	野沢	泉源	西谷下	
	中の原	下齋原	長藤	奥津	奥津川西	本村	石越平作	赤和瀬	
	小林・遠藤	下東谷	馬場以北	宮原白賀	余川	興基			
勝央町	上香山								
奈義町	皆木								
西粟倉村	大茅	知社							
久米南町	羽出木	全間	龍山	山手	京尾	安ヶ岨			
美咲町	長万寺	金堀	大併和西	和田北	大併和東	角石祖母	北	里	
	中	西川上	併和	小山	大山	高城	定宗本山	畝宮山	
	上間								
吉備中央町	広面	加茂山	津賀西	三納谷	高富	笹目千守	納地	黒山	

介護保険における福祉用具の選定の判断基準

は し が き

介護保険における福祉用具は、心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障がある要介護者又は要支援者（以下「要介護者等」という。）の日常生活上の便宜を図るための用具及び要介護者等の機能訓練のための用具であって、要介護者等の日常生活の自立を助けるためのものである。

介護保険の福祉用具の利用状況を見ると、要介護者等の日常生活を支える道具として急速に普及、定着しているが、その一方で、要介護度の軽い者に対する特殊寝台、車いすの貸与など、利用者の状態像からその必要性が想定しにくい福祉用具が給付され、介護保険法の理念である自立支援の趣旨に沿わない事例も見受けられる。

そこで、福祉用具が要介護者等に適正に選定されるために、作業療法士・理学療法士等によって作成された福祉用具の事例精査基準（案）を基に、4,500余りの利用事例によって検証、精査し、使用が想定しにくい福祉用具を示した「介護保険における福祉用具の選定の判断基準」を作成したところである。

本基準の基本的な構成は、個々の福祉用具毎に福祉用具の特性、利用者の状態から判断して、明らかに「使用が想定しにくい状態像」及び「使用が想定しにくい要介護度」を示したものとなっている。

本基準における状態像は、要介護認定における認定調査項目及び利用者の心身の状況により選択された選択肢別に整理した。

なお、認定調査項目の「問題行動」という記載は、本基準においては「痴呆の周辺症状」とした。

また、本基準で示しているのは、福祉用具の選定を行う場合の標準的な目安（ガイドライン）であって、本基準に示す福祉用具の使用が想定しにくいとされる場合であっても、個別の利用者の生活環境や解決すべき課題等によっては、使用が考えられる場合もある。

介護支援専門員が居宅サービス計画に福祉用具を位置付ける場合には、本基準を活用していただきたいが、併せて（財）テクノエイド協会のホームページで公開されている介護保険福祉用具等のデータベースシステム（介護保険対象福祉用具等詳細情報）を活用し、福祉用具の利用事例や商品情報および解説を参照するなど、福祉用具の特性と利用者の心身状況とが適合した、適正な福祉用具の選定に役立てていただきたい。

なお、本基準は、福祉用具の事例精査基準（案）作成時に収集された利用事例に含まれる範囲の福祉用具の判断基準にとどまっており、現段階においては、介護保険における福祉用具全般を網羅したものとはなっていない。

したがって、今後、さらに福祉用具の利用事例の収集等を行い、検証することによって、福祉用具給付の判断基準の追加や見直しを適宜行っていくものである。

【本基準の見方】

福祉用具の種目（品目）毎に、「福祉用具の解説」、「使用が想定しにくい状態像」、「使用が想定しにくい要介護度」を示す。一部の福祉用具については「併用して使用することが想定しにくい福祉用具」を記載している。

1. 車いす

福祉用具の解説を記載

1.1 自走用標準型車いす

要介護者等が自ら手でハンドリムを操作したり、足で床を蹴って移動する車いす。車いすでの長時間にわたる活動を保障するため、……。

使用が想定しにくい状態像

使用が想定しにくい状態像を認定調査項目及び利用者の心身の状況により選択された選択肢別に記載。

歩行：つかまらないでできる

【考え方】

車いすは歩けない人や長時間歩くことが困難になった人が利用する福祉用具である。従って、つかまらないで歩行している場合の使用は想定しにくい。

使用が想定しにくい要介護度

福祉用具の特性から使用が想定しにくい要介護状態区分を記載

要支援

車いすは、歩けない人や長時間歩くことが困難になった人が利用する福祉用具である。従って、歩行がつかまらないでできる場合が多い「要支援」での使用は想定しにくい。

個別の利用者の生活状況や解決すべき課題等によっては、使用が考えられる場合もある。

1. 車いす

1.1 自走用標準型車いす

自走用標準型車いすは、要介護者等が自ら手でハンドリムを操作したり、足で床を蹴って移動したりする福祉用具である。車いすでの長時間にわたる活動を保障するため、座位の基盤となる座（シート）、背もたれの機能に配慮し、上肢や体幹の運動を制限することなく骨盤を安定して支持できるものを選ぶ必要がある。また、乗り移りや車いすでの作業をやすくするために、ひじ当てやレッグサポートの形式や形状に注意を払うことも重要である。

なお、手で操作する場合は操作しやすい位置にハンドリムがくるものを、足で床を蹴って移動する場合は蹴りやすいシート高のものを選ぶ必要がある。適正な身体支持が得られる範囲なら、できるだけコンパクトなものの方が狭いところでの移動が行いやすくなる。持ち運びにはできるだけ軽量でコンパクトに収納できるものが便利である。

使用が想定しにくい状態像

歩行：つかまらないでできる

【考え方】

車いすは、歩けない人や長時間歩くことが困難になった人が利用する福祉用具である。したがって、つかまらないで歩行している場合の使用は想定しにくい。

使用が想定しにくい要介護度

要支援

車いすは、歩けない人や長時間歩くことが困難になった人が利用する福祉用具である。したがって、歩行がつかまらないでできる場合が多い「要支援」での使用は想定しにくい。

個別の利用者の生活状況や解決すべき課題等によっては、使用が考えられる場合もある。

1.2 普通型電動車いすの場合

電動車いすは、自走用標準型車いすを操作することが難しい人が、主に屋外を効率的かつ安全に移動するために使用する福祉用具である。電動車いすには標準型とリクライニングや座席昇降などの多機能なものがある。また、車載などに有利な折りたたみや分解ができる軽量型の電動車いすもあるため、用途に合わせた選択が可能である。

使用が想定しにくい状態像

歩行：つかまらないでできる

短期記憶：できない

【考え方】

車いすは、歩けない人や長時間歩くことが困難になった人が利用する福祉用具である。したがって、つかまらないで歩行している場合の使用は想定しにくい。

普通型電動車いすは、主に屋外を効率的かつ安全に移動するために使用する福祉用具である。したがって、重度の痴呆状態のため短期記憶等が著しく障害されている場合は、電動車いすの安全な操作方法を習得することは困難と考えられることから、使用は想定しにくい。

使用が想定しにくい要介護度

要支援

要介護5

車いすは、歩けない人や長時間歩くことが困難になった人が利用する福祉用具である。したがって、歩行がつかまらないでできる場合が多い「要支援」、重度の痴呆状態のため短期記憶等が著しく障害されている場合の多い「要介護5」での使用は想定しにくい。

個別の利用者の生活状況や解決すべき課題等によっては、使用が考えられる場合もある。

1.3 介助用標準型車いす

介助用標準型車いすは、移動に必要な操作を介助者が行う福祉用具である。通常ハンドリムはなく、全体をコンパクトにするため、後輪には径が小さな車輪（12～18インチ）が用いられている。多くは手押しグリップに介助用ブレーキレバーがついている。

要介護者等が安定した座位がとれず、姿勢が崩れやすい場合には身体支持に直接関わる座、背もたれ、ひじ当て、レッグサポートなどの座位保持機能に配慮して選ぶ必要がある。また、必要な場合にはティルトやリクライニング機能を検討する必要がある。乗り移りに介助が必要な場合にはひじ当てやレッグサポートが脱着式又は外方折りたたみ式のものを選ぶと便利ことが多い。また、持ち運びにはできるだけ軽量でコンパクトに収納できるものが便利である。

使用が想定しにくい状態像

歩行：つかまらないでできる

【考え方】

車いすは、歩けない人や長時間歩くことが困難になった人が利用する福祉用具である。したがって、つかまらないで歩行している場合の使用は想定しにくい。

使用が想定しにくい要介護度

要支援

車いすは、歩けない人や長時間歩くことが困難になった人が利用する福祉用具である。したがって、歩行がつかまらないでできる場合が多い「要支援」での使用は想定しにくい。

個別の利用者の生活状況や解決すべき課題等によっては、使用が考えられる場合もある。

2. 車いす付属品

車いす付属品は、車いす及び電動車いすに関する付属品である。車いすの座又は背もたれに置いて使用するクッション又はパッド、電動補助装置、テーブル、ブレーキ等がある。

使用が想定しにくい状態像

併用している車いす（自走用標準型、介助用標準型、普通型電動）と同様
但し、自操用の電動補助装置は、普通型電動車いすと同様

使用が想定しにくい要介護度

併用している車いす（自走用標準型、介助用標準型、普通型電動）と同様
但し、自操用の電動補助装置は、普通型電動車いすと同様

個別の利用者の生活状況や解決すべき課題等によっては、使用が考えられる場合もある。

3. 特殊寝台

特殊寝台は、分割された床板が可動することにより、起き上がり等の動作を補助する福祉用具で、要介護者等の自立を支援するとともに、介護者が身体を痛める危険性を避けるためにも用いられる。

福祉用具としては比較的大きなスペースを必要とするものであり、部屋の形態、出入り口の位置、起き上がる方向など、動作の仕方を考慮して配置を決めることが重要である。

また、マットレスやサイドレールなどの付属品によって、背上げや膝上げ、高さ調整機能が阻害されないよう、適応機種を確認する必要がある。

使用が想定しにくい状態像

寝返り、起き上がり、立ち上がり：つかまらないでできる

【考え方】

特殊寝台は、起き上がり等の動作を補助するもので、要介護者等の自立を支援するとともに、介護者が無理な姿勢で介助を行うことにより身体を痛める危険性を避けるために使用される福祉用具である。したがって、寝返り、起き上がり、立ち上がりがつかまらないでできる場合の使用は想定しにくい。

使用が想定しにくい要介護度

要支援

特殊寝台は、起き上がり等の動作を補助するもので、要介護者等の自立を支援するとともに、介護者が無理な姿勢で介助を行うことにより身体を痛める危険性を避けるために使用される福祉用具である。したがって、寝返り、起き上がり、立ち上がりの動作が可能な場合が多い「要支援」での使用は想定しにくい。

個別の利用者の生活状況や解決すべき課題等によっては、使用が考えられる場合もある。

4. 特殊寝台付属品

4.1 サイドレール

サイドレールは、要介護者等の転落予防や寝具のずれ落ち予防を目的として、多くは特殊寝台のフレームに差し込んで使用する福祉用具である。著しい不随意運動が見られる場合は、格子状の部分に挟まれないようにカバーがついたタイプや板状のタイプを使用する必要がある。寝室における特殊寝台の位置、要介護者等の起き上がりやすい方向や車いす配置などを考慮し、特殊寝台に対する取付け位置や本数を決定する必要がある。

なお、サイドレールは体重を支えるように設計されたものではないため、起き上がり、立ち上がり、車いすへの移乗動作等に使用することは危険であり、このような場合は、ベッド用手すりを利用すべきである。

使用が想定しにくい状態像

寝返り、起き上がり、立ち上がり：つかまらないでできる

【考え方】

サイドレールは、特殊寝台からの転落防止や寝具のズレ落ちを防ぐために使用するものである。見守り、支えがあれば移動等に関連する動作が可能な場合には、特殊寝台からの転落や寝具のズレ落ちを自ら防ぐことができると考えられる。なお、起き上がりや立ち上がりの支えとしてサイドレールを使用することは危険を伴うため、使用すべきでない。

使用が想定しにくい要介護度

特殊寝台と同様

個別の利用者の生活状況や解決すべき課題等によっては、使用が考えられる場合もある。

4.2 マットレス

マットレスは、特殊寝台上で要介護者等の身体を支える福祉用具である。特殊寝台の動きに追従する柔軟性が要求される一方で、身体の沈み込みによって、寝返りなどの動作がしにくくなることを避けるためには、ある程度の硬さが必要となる。したがって、要介護者等の身体機能に合わせた硬さを基準として、「好みの硬さ」といった嗜好的な要素を総合的に判断して選定する必要がある。また、身体機能の低下などにより体圧分散効果を重視する必要がある場合には、じょく瘡予防用具などの使用を検討する必要がある。

使用が想定しにくい状態像

特殊寝台と同様

使用が想定しにくい要介護度

特殊寝台と同様

個別の利用者の生活状況や解決すべき課題等によっては、使用が考えられる場合もある。

4.3 ベッド用手すり

ベッド用手すりは、起き上がり、立ち上がり、車いすへの移乗動作を補助することを目的とした福祉用具である。寝室における特殊寝台の位置、起き上がりやすい方向や車いすの配置などを考慮して、取り付け位置を決定する必要がある。

使用が想定しにくい状態像

特殊寝台と同様

使用が想定しにくい要介護度

特殊寝台と同様

個別の利用者の生活状況や解決すべき課題等によっては、使用が考えられる場合もある。

4.4 テーブル

テーブルは、主に食事などの動作(あるいは介助動作)を特殊寝台上で容易に行うための小型の作業台である。サイドレールに挟んで使用するサイドレール取り付け式テーブルは、必要なときだけ取り付けて使用できるため、収納が容易であるが、高さの調節はできない。また、自在輪がついた脚部をもつスタンド式テーブルは、適度な高さに調節して特殊寝台の上に差しかけて使用できるが、特殊寝台の傍らにスタンドを抜き差しできるだけのスペースが必要となる。したがって、特殊寝台を配置するスペースや要介護者等あるいは介護者が作業を行う姿勢を念頭においてタイプを選択する必要がある。

使用が想定しにくい状態像

特殊寝台と同様

使用が想定しにくい要介護度

特殊寝台と同様

個別の利用者の生活状況や解決すべき課題等によっては、使用が考えられる場合もある。

4.5 スライディングボード・スライディングマット

スライディングボード・スライディングマットは、座位で特殊寝台から車いす等へ移乗する際、臀部が滑りやすいように、また間隙や突起物などの障壁を越えやすいように、特殊寝台と車いすの間に敷いて使用する福祉用具である。多くはプラスチック製であるが、木製もある。使用にあたっては、車いすのひじ当てをデスクタイプにする、又は脱着できるようにするなど環境を整えることも必要である。

使用が想定しにくい状態像

歩行：つかまらないでできる
立ち上がり：つかまらないでできる

【考え方】

スライディングボード・スライディングマットは、座位で特殊寝台から車いす等へ移乗する際、臀部が滑りやすいように、また間隙や突起物などの障壁を越えやすいようにする福祉用具である。したがって、歩行がつかまらないでできる、立ち上がりがつかまらないでできる場合の使用は想定しにくい。

使用が想定しにくい要介護度

特殊寝台と同様

個別の利用者の生活状況や解決すべき課題等によっては、使用が考えられる場合もある。

5. じょく瘡予防用具

じょく瘡予防用具は、臥床時の体圧分散を図ることを目的とした福祉用具である。体圧の分散は、寝返りなどの動作に対する反力を吸収することになるため、利用者の寝返り等の動作能力に合わせて、導入時期と体圧分散効果の度合いを評価することが重要である。また、じょく瘡予防は単に圧力の問題だけではなく、皮膚の摩擦、尿などの漏れ、栄養状態などが大きく関与するため、これらに対する対策も十分に検討する必要がある。

使用が想定しにくい状態像

寝返り：つかまらないでできる

【考え方】

じょく瘡予防用具は、臥床時の体圧分散を図ることを目的とした福祉用具である。したがって、つかまらないで寝返りなどの動作が可能な場合、自らの力で体圧分散を図ることができるため、使用が想定しにくい。

使用が想定しにくい要介護度

要支援

要介護1

じょく瘡予防用具は、臥床時の体圧分散を図ることを目的とした福祉用具である。「要支援」、「要介護1」の場合、寝返りが可能な場合が多く、自らの力で体圧分散を図ることができるため、使用が想定しにくい。

個別の利用者の生活状況や解決すべき課題等によっては、使用が考えられる場合もある。

6. 体位変換器

体位変換器は、てこの原理を応用したり、体と床面の摩擦抵抗を少なくしたりすることで、寝返りなどの姿勢変換の介助を容易にすることを目的とした福祉用具である。動力を用いて周期的な寝返りを促す機種もあるが、介護者の状況と要介護者等の身体機能を総合的に評価して選定することが重要である。

使用が想定しにくい状態像

寝返り：つかまらないでできる

【考え方】

体位変換器は、寝返りなど姿勢変換の介助を容易にすることを目的とした福祉用具である。したがって、寝返りがつかまらないでできる場合、自らの力で姿勢変換を行うことができるため、体位変換器の使用は想定しにくい。

使用が想定しにくい要介護度

要支援

要介護1

体位変換器は、寝返りなど姿勢変換の介助を容易にすることを目的とした福祉用具である。したがって、「要支援」「要介護1」の場合、寝返りが可能な場合が多く、自らの力で姿勢変換を行うことができるため、使用が想定しにくい。

個別の利用者の生活状況や解決すべき課題等によっては、使用が考えられる場合もある。

7. 手すり

手すりは、立ち上がり、歩行、姿勢の変換時などにこれを握ったり、手や腕をのせて使用したりする福祉用具で、体重を支えてバランスを保持することを目的としている。したがって、寝返り、起き上がり、座位保持、歩行などの場面で、手すりの握り方、力のかけ方（押すあるいは引く）を十分に検討することが重要である。

使用が想定しにくい状態像

特になし

使用が想定しにくい要介護度

特になし

8. スロープ

スロープは、主に車いすや歩行器（車輪付き）のように車輪のついた用具を使用する際に有効な段差解消の福祉用具である。玄関の上がりかまちや段差、自動車への乗り込み等には板状のものやレール状のものが、また、敷居のような数センチ程度の段差を解消するには三角板が有効である。

使用が想定しにくい状態像

特になし

使用が想定しにくい要介護度

特になし

9. 歩行器

歩行器は、杖に比べて大きな支持性・安定性を必要とする人に利用され、車輪がないものと脚部に車輪を有しているものに大別される。

基本的には、そのフレームの中に立って、車輪のない歩行器では両側のパイプを握り、車輪を有している歩行器では手掌(手のひら)や前腕部で支持して操作するものである。杖に比べて大きな用具であるため、寄りかかっても大丈夫なように見えるが、杖と同様に、手掌(手のひら)や前腕部でしっかりと上から押さえるようにして体重を支える必要がある。

利用する際には、両手が使用できること、立位で歩行器を操作するだけのバランス機能があることを確認する必要がある。

また、一般家屋で使用する場合は、廊下の通行幅はもとより、方向転換をするためのスペースが必要となるため、使用する環境と用具の大きさを考慮する必要がある。

使用が想定しにくい状態像

特になし

使用が想定しにくい要介護度

特になし

10. 歩行補助つえ

歩行補助つえは、歩行時の患側下肢にかかる荷重（体重）の免荷（完全免荷・部分免荷）、歩行バランスの調整、歩行パターンの矯正、歩行速度と耐久性の改善、心理的な支えなどを目的として、一般的には、杖の握り手を把持して体重を支えるように使用する福祉用具である。

杖の種類には、多点杖、エルボークラッチ、ロフトランドクラッチ、腋窩支持クラッチ（松葉杖）があり、利用する人が必要とする「免荷の程度」や「手の機能」に合わせた杖を選択する必要がある。また、最近はアルミ合金を用いて軽量化が図られているが、常時、携帯して使用することを考慮すれば、丈夫であること、軽いこと、デザインに優れていることなども選定の条件である。

使用が想定しにくい状態像

特になし

使用が想定しにくい要介護度

特になし

11. 痴呆性老人徘徊感知機器

痴呆性老人徘徊感知機器は、痴呆性高齢者が自宅や自室などから一人で外へ出ようとするのを家族や介護者に知らせる福祉用具である。痴呆性老人徘徊感知機器には、小型の機器を携帯する携帯装置タイプと、特定の場所を人が通過することを感知するエリア感知タイプがある。

使用が想定しにくい状態像

移動：全介助

コミュニケーション等に関連する項目（視力、聴力を除く）：以下の全てに該当
意思の伝達：調査対象者が意志を他者に伝達できる
介護者の指示への反応：介護者の指示が通じる
記憶・理解（全ての項目について）：できる

痴呆の周辺症状：ない

【考え方】

痴呆性老人徘徊感知機器は、痴呆性高齢者が自宅や自室などから一人で外へ出るのが家族や介助者に知らせる福祉用具である。したがって、移動が全介助である場合や痴呆の症状がない場合の使用は想定しにくい。

使用が想定しにくい要介護度

要支援

要介護5

痴呆性老人徘徊感知機器は、痴呆性高齢者が自宅や自室などから一人で外へ出るのが家族や介護者に知らせる福祉用具である。したがって、痴呆の症状がほとんどないと思われる「要支援」、移動が全介助の場合が多い「要介護5」での使用は想定しにくい。

個別の利用者の生活状況や解決すべき課題等によっては、使用が考えられる場合もある。

12. 移動用リフト

12.1 床走行式リフト

床走行式リフトは、水平方向の移動を自在輪で行うため、室内を自由に移動して使用する福祉用具である。しかし、畳や毛足の長い絨毯上では使い方に工夫が必要となる。

使用が想定しにくい状態像

移乗：自立又は見守り等

立ち上がり：つかまらないでできる又は何かにつかまればできる

【考え方】

床走行式リフトは、ベッドから車いすなどへの移乗が自力では困難な場合に使用する福祉用具である。したがって、移乗や立ち上がりが可能な場合の使用は想定しにくい。

使用が想定しにくい要介護度

要支援

要介護1

要介護2

床走行式リフトは、ベッドから車いす、車いすから便座などへの移乗を介助する際に使用する福祉用具である。したがって、移乗や立ち上がりが介助なしでできる場合が多い「要支援」、「要介護1」、「要介護2」での使用は想定しにくい。

個別の利用者の生活状況や解決すべき課題等によっては、使用が考えられる場合もある。

12.2 固定式リフト

固定式リフトは、居室、浴室などに設置して使用するものと、浴槽、ベッドなど各種の機器に設置して使用するものがある。

居室、浴室などに設置して使用するものには、家屋に直接固定する場合と、壁面への突っ張りなどで固定する場合がある。浴室に設置することで、脱衣室から浴槽まで吊り上げで移乗を補助する機種もあり、この場合には浴室の大きな改造をせずに入浴を可能にすることができる。

浴槽、ベッドなど各種の機器に設置して使用するものは、設置場所の周辺での使用に限定されるが、比較的簡易に設置できる。

使用が想定しにくい状態像

移乗：自立又は見守り等

立ち上がり：つかまらないでできる又は何かにつかまればできる

【考え方】

固定式リフト(浴槽に固定設置し、上下方向にのみ移動するものを除く。)は、ベッドから車いすなどへの移乗が自力では困難な場合に使用する福祉用具である。したがって、移乗や立ち上がりが可能な場合の使用は想定しにくい。

使用が想定しにくい要介護度

要支援

要介護 1

要介護 2

固定式リフト(浴槽に固定設置し、上下方向にのみ移動するものを除く。)は、ベッドから車いす、車いすから便座などへの移乗を介助する際に使用する福祉用具である。移乗や立ち上がりが介助なしでできる場合が多い「要支援」、「要介護 1」又は「要介護 2」での使用は想定しにくい。

個別の利用者の生活状況や解決すべき課題等によっては、使用が考えられる場合もある。

12.3 据置式リフト

据置式リフトは、床又は地面に置いて、その機器の可動範囲内で、つり具又はいす等の台座を使用して人を持ち上げるもの又は持ち上げ、移動させる福祉用具である。

寝室のベッドの上などにやぐらを組みレールの範囲内で移動を可能にするリフト、床面が昇降することによって段差を解消する段差解消機、座面が昇降することによって立ち上がりを補助する椅子などがある。

使用が想定しにくい状態像

移乗：自立又は見守り等

立ち上がり：つかまらないでできる又は何かにつかまればできる

【考え方】

据置式リフト（立ち上がり補助椅子、段差解消機を除く。）は、ベッドから車いすなどへの移乗が自力では困難な場合に使用する福祉用具である。したがって、移乗や立ち上がりが可能な場合の使用は想定しにくい。

使用が想定しにくい要介護度

要支援

要介護1

要介護2

据置式リフト（立ち上がり補助椅子、段差解消機を除く。）は、ベッドから車いす、車いすから便座などへの移乗を介助する際に使用する福祉用具である。したがって、移乗や立ち上がりが介助なしでできる場合が多い「要支援」、「要介護1」又は「要介護2」での使用は想定しにくい。

個別の利用者の生活状況や解決すべき課題等によっては、使用が考えられる場合もある。

13. 腰掛便座

腰掛便座は、主にトイレで使用する福祉用具である。「排泄はトイレでする」のが基本であるが、トイレまでの移動はできても、座ったり立ち上がったたりすることが困難な場合に使用する福祉用具である。

腰掛便座には、和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの、洋式便器の上に置いて高さを補うもの、電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの、便座、バケツ等からなり、移動可能である便器がある。便座、バケツ等からなり、移動可能である便器は、主にベッドサイドで使用する福祉用具である。

使用が想定しにくい状態像

座位保持：できない

「便座、バケツ等からなり、移動可能である便器」

歩行：つかまらないでできる

移動：自立

【考え方】

腰掛便座は、座ったり立ち上がったたりすることが困難なためにトイレを利用することが困難な時に使用する福祉用具である。したがって、座位保持ができない場合の使用は想定しにくい。

また、便座、バケツ等からなり、移動可能である便器については、主にベッドサイドで使用するものである。したがって、移動等が自立している場合の使用は想定しにくい。

使用が想定しにくい要介護度

「便座、バケツ等からなり、移動可能である便器」

要支援

便座、バケツ等からなり、移動可能である便器については、主にベッドサイドで使用する福祉用具である。したがって、移動が自立している場合の多い「要支援」での使用は想定しにくい。

個別の利用者の生活状況や解決すべき課題等によっては、使用が考えられる場合もある。

14. 特殊尿器

特殊尿器は、ベッドから離れることができない場合に使用する福祉用具である。センサーで尿を検知し真空方式で尿を吸引するものである。

使用が想定しにくい状態像

排尿：自立

【考え方】

特殊尿器は、尿を自動的に吸引するための福祉用具である。したがって、排尿が自立している場合の使用は想定しにくい。

使用が想定しにくい要介護度

特になし

個別の利用者の生活状況や解決すべき課題等によっては、使用が考えられる場合もある。

15. 入浴補助用具

入浴補助用具は、入浴時の座位保持、浴槽への出入り等の補助を目的とする福祉用具である。

使用が想定しにくい状態像

特になし

使用が想定しにくい要介護度

特になし

併用して使用することが想定しにくい福祉用具

簡易浴槽

簡易浴槽は、居室などで入浴を行うための福祉用具である。入浴補助用具は、一般浴槽の利用が前提となるため、簡易浴槽との併用は想定しにくい。

個別の利用者の生活状況や解決すべき課題等によっては、使用が考えられる場合もある。

16. 簡易浴槽

簡易浴槽は、ポータブル浴槽とも呼ばれる福祉用具で、居室などで入浴を行うもので、取水又は排水のために工事を伴わないものである。

使用が想定しにくい状態像

歩行：つかまらないでできる

移動：自立

【考え方】

簡易浴槽は、居室などで入浴を行うための福祉用具である。したがって、屋内での移動が自立している場合には一般浴槽の利用が可能なことが多く、使用が想定しにくい。

使用が想定しにくい要介護度

要支援

簡易浴槽は、居室などで入浴を行うための福祉用具である。したがって、歩行や移動が自立している場合の多い「要支援」での使用は想定しにくい。

併用して使用することが想定しにくい福祉用具

入浴補助用具

入浴補助用具は、主に浴槽への出入り等の補助を目的とする福祉用具である。簡易浴槽は一般浴槽の利用が困難な人が使用する機会が多いため、入浴補助用具との併用は想定しにくい。

個別の利用者の生活状況や解決すべき課題等によっては、使用が考えられる場合もある。

17. 移動用リフトのつり具の部分

移動用リフトのつり具とは、リフトを使用するときには身体を包み込んでもち上げる部分である。身体機能、使用場面、介護者の状況などに応じて種類を選択する必要がある。

使用が想定しにくい状態像

床走行式リフト、固定式リフト、据置式リフトと同様

使用が想定しにくい要介護度

床走行式リフト、固定式リフト、据置式リフトと同様

個別の利用者の生活状況や解決すべき課題等によっては、使用が考えられる場合もある。

(参 考)

要 介 護 度 別 索 引

1. 要支援

使用が想定しにくい福祉用具

【貸与】自走用標準型車いす

【貸与】普通型電動車いす

【貸与】介助用標準型車いす

【貸与】車いす付属品

【貸与】特殊寝台

【貸与】特殊寝台付属品

【貸与】じょく瘡予防用具

【貸与】体位変換器

【貸与】痴呆性老人徘徊感知機器

【貸与】移動用リフト（浴槽に固定設置し上下方向にのみ移動するリフト、
段差解消機、立ち上がり補助椅子を除く。）

【購入】腰掛便座（便座、バケツ等からなり、移動可能である便器）

【購入】簡易浴槽

【購入】移動用リフトのつり具の部分

【考え方】

「要支援」では、寝返り、歩行、立ち上がり等が自立している要介護者等が多く、上記の用具を必要とする場合は想定しにくい。

状態像によっては使用が想定しにくい福祉用具

座位保持：できない

【購入】腰掛便座（便座、バケツ等からなり、移動可能である便器を除く。）

排尿：自立

【購入】特殊尿器

2. 要介護 1

使用が想定しにくい福祉用具

【貸与】じょく瘡予防用具

【貸与】体位変換器

【貸与】移動用リフト（浴槽に固定設置し上下方向にのみ移動するリフト、
段差解消機、立ち上がり補助椅子を除く。）

【購入】移動用リフトのつり具の部分

【考え方】

「要介護 1」では、寝返り、起き上がり、歩行、移乗等が、自立又は見守り等によつて可能な場合が多く、上記の用具を必要とする場面は想定しにくい。

状態像によっては使用が想定しにくい福祉用具

寝返り、起き上がり、立ち上がり：つかまらないでできる

【貸与】特殊寝台

【貸与】特殊寝台付属品

座位保持：できない

【購入】腰掛便座

歩行：つかまらないでできる

【貸与】自走用標準型車いす

【貸与】普通型電動車いす

【貸与】介助用標準型車いす

【貸与】車いす付属品

【貸与】特殊寝台付属品（スライディングボード・スライディングマット）

【購入】腰掛便座（便座、バケツ等からなり、移動可能である便器）

【購入】簡易浴槽

移動：自立

【購入】腰掛便座（便座、バケツ等からなり、移動可能である便器）

【購入】簡易浴槽

移動：全介助

【貸与】痴呆性老人徘徊感知機器

立ち上がり：つかまらないでできる

【貸与】特殊寝台付属品（スライディングボード・スライディングマット）

排尿：自立

【購入】特殊尿器

コミュニケーション等に関連する項目（視力、聴力を除く）が自立している

【貸与】痴呆性老人徘徊感知機器

短期記憶：できない

【貸与】普通型電動車いす

【貸与】車いす付属品（普通型電動車いすの付属品、自操用の電動補助装置）

痴呆の周辺症状：ない

【貸与】痴呆性老人徘徊感知機器

3. 要介護2

使用が想定しにくい福祉用具

【貸与】移動用リフト（浴槽に固定設置し上下方向にのみ移動するリフト、
段差解消機、立ち上がり補助椅子を除く。）

【購入】移動用リフトのつり具の部分

【考え方】

「要介護2」では、歩行、移乗等が、自立又は見守り等によって可能な場合が多く、
上記の用具を必要とする場面は想定しにくい。

状態像によっては使用が想定しにくい福祉用具

寝返り、起き上がり、立ち上がり：つかまらないでできる

【貸与】特殊寝台

【貸与】特殊寝台付属品

寝返り：つかまらないでできる

【貸与】じょく瘡予防用具

【貸与】体位変換器

座位保持：できない

【購入】腰掛便座

歩行：つかまらないでできる

【貸与】自走用標準型車いす

【貸与】普通型電動車いす

【貸与】介助用標準型車いす

【貸与】車いす付属品

【貸与】特殊寝台付属品（スライディングボード・スライディングマット）

【購入】腰掛便座（便座、バケツ等からなり、移動可能である便器）

【購入】簡易浴槽

移動：自立

【購入】腰掛便座（便座、バケツ等からなり、移動可能である便器）

【購入】簡易浴槽

移動：全介助

【貸与】痴呆性老人徘徊感知機器

立ち上がり：つかまらないでできる

【貸与】特殊寝台付属品（スライディングボード・スライディングマット）

排尿：自立

【購入】特殊尿器

コミュニケーション等に関連する項目（視力、聴力を除く。）：全て自立

【貸与】痴呆性老人徘徊感知機器

短期記憶：できない

【貸与】普通型電動車いす

【貸与】車いす付属品（普通型電動車いすの付属品、自操用の電動補助装置）

痴呆の周辺症状：ない

【貸与】痴呆性老人徘徊感知機器

4. 要介護3

使用が想定しにくい福祉用具

特になし

状態像によっては使用が想定しにくい福祉用具

寝返り、起き上がり、立ち上がり：つかまらないでできる

【貸与】特殊寝台

【貸与】特殊寝台付属品

寝返り：つかまらないでできる

【貸与】じょく瘡予防用具

【貸与】体位変換器

座位保持：できない

【購入】腰掛便座

歩行：つかまらないでできる

【貸与】自走用標準型車いす

【貸与】普通型電動車いす

【貸与】介助用標準型車いす

【貸与】車いす付属品

【貸与】特殊寝台付属品（スライディングボード・スライディングマット）

【購入】腰掛便座（便座、バケツ等からなり、移動可能である便器）

【購入】簡易浴槽

移乗：自立または見守り等

【貸与】移動用リフト（浴槽に固定設置し上下方向にのみ移動するリフト、
段差解消機、立ち上がり補助椅子を除く。）

【購入】移動用リフトのつり具の部分

移動：自立

【購入】腰掛便座（便座、バケツ等からなり、移動可能である便器）

【購入】簡易浴槽

移動：全介助

【貸与】痴呆性老人徘徊感知機器

立ち上がり：つかまらないでできる

【貸与】特殊寝台付属品（スライディングボード・スライディングマット）

立ち上がり：つかまらないでできる又は何かにつかまればできる

【貸与】移動用リフト（浴槽に固定設置し上下方向にのみ移動するリフト、
段差解消機、立ち上がり補助椅子を除く。）

【購入】移動用リフトのつり具の部分

排尿：自立

【購入】特殊尿器

コミュニケーション等に関連する項目（視力、聴力を除く。）：全て自立

【貸与】痴呆性老人徘徊感知機器

短期記憶：できない

【貸与】普通型電動車いす

【貸与】車いす付属品（普通型電動車いすの付属品、自操用の電動補助装置）

痴呆の周辺症状：ない

【貸与】痴呆性老人徘徊感知機器

5. 要介護 4

使用が想定しにくい福祉用具

特になし

状態像によっては使用が想定しにくい福祉用具

寝返り、起き上がり、立ち上がり：つかまらないでできる

【貸与】特殊寝台

【貸与】特殊寝台付属品

寝返り：つかまらないでできる

【貸与】じょく瘡予防用具

【貸与】体位変換器

座位保持：できない

【購入】腰掛便座

歩行：つかまらないでできる

【貸与】自走用標準型車いす

【貸与】普通型電動車いす

【貸与】介助用標準型車いす

【貸与】車いす付属品

【貸与】特殊寝台付属品（スライディングボード・スライディングマット）

【購入】腰掛便座（便座、バケツ等からなり、移動可能である便器）

【購入】簡易浴槽

移乗：自立又は見守り等

【貸与】移動用リフト（浴槽に固定設置し上下方向にのみ移動するリフト、
段差解消機、立ち上がり補助椅子を除く。）

【購入】移動用リフトのつり具の部分

移動：自立

【購入】腰掛便座（便座、バケツ等からなり、移動可能である便器）

【購入】簡易浴槽

移動：全介助

【貸与】痴呆性老人徘徊感知機器

立ち上がり：つかまらないでできる

【貸与】特殊寝台付属品（スライディングボード・スライディングマット）

立ち上がり：つかまらないでできる又は何かにつかまればできる

【貸与】移動用リフト（浴槽に固定設置し上下方向にのみ移動するリフト、
段差解消機、立ち上がり補助椅子を除く。）

【購入】移動用リフトのつり具の部分

排尿：自立

【購入】特殊尿器

コミュニケーション等に関連する項目（視力、聴力を除く。）：自立している

【貸与】痴呆性老人徘徊感知機器

短期記憶：できない

【貸与】普通型電動車いす

【貸与】車いす付属品（普通型電動車いすの付属品、自操用の電動補助装置）

痴呆の周辺症状：ない

【貸与】痴呆性老人徘徊感知機器

6. 要介護5

使用が想定しにくい福祉用具

【貸与】普通型電動車いす

【貸与】車いす付属品（普通型電動車いすの付属品、自操用の電動補助装置）

【貸与】痴呆性老人徘徊感知機器

【考え方】

「要介護5」では、移動や歩行ができない、あるいは重度の痴呆症状のため短期記憶等が著しく障害されている場合が多く、上記の用具を必要とする場合は想定しにくい。

状態像によっては使用が想定しにくい福祉用具

寝返り、起き上がり、立ち上がり：つかまらないでできる

【貸与】特殊寝台

【貸与】特殊寝台付属品

寝返り：つかまらないでできる

【貸与】じょく瘡予防用具

【貸与】体位変換器

座位保持：できない

【購入】腰掛便座

歩行：つかまらないでできる

【貸与】自走用標準型車いす

【貸与】介助用標準型車いす

【貸与】車いす付属品（普通型電動車いすの付属品、自操用の電動補助装置を除く）

【貸与】特殊寝台付属品（スライディングボード・スライディングマット）

【購入】腰掛便座（便座、バケツ等からなり、移動可能である便器）

【購入】簡易浴槽

移乗：自立又は見守り等

【貸与】移動用リフト（浴槽に固定設置し上下方向にのみ移動するリフト、
段差解消機、立ち上がり補助椅子を除く。）

【購入】移動用リフトのつり具の部分

移動：自立

【購入】腰掛便座（便座、バケツ等からなり、移動可能である便器）

【購入】簡易浴槽

立ち上がり：つかまらないでできる

【貸与】特殊寝台付属品（スライディングボード・スライディングマット）

立ち上がり：つかまらないでできる又は何かにつかまればできる

**【貸与】移動用リフト（浴槽に固定設置し上下方向にのみ移動するリフト、
段差解消機、立ち上がり補助椅子を除く。）**

【購入】移動用リフトのつり具の部分

排尿：自立

【購入】特殊尿器

各都道府県介護保険担当課（室） 御 中
← 厚生労働省 老健局振興課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

「福祉用具専門相談員について」の一部改正について
計25枚（本紙を除く）

Vol.406

平成26年12月12日

厚生労働省老健局

振興課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしく願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111(内線3985)
FAX：03-3503-7894

老振発 1 2 1 2 第 1 号
平成 2 6 年 1 2 月 1 2 日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局振興課長
（公 印 省 略）

「福祉用具専門相談員について」の一部改正について

居宅要介護者又は居宅要支援者が福祉用具を選定する際に意見を聞くこととされている福祉用具専門相談員は、介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）第 4 条第 1 項各号のいずれかに該当する者としてしているところである。

今般、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成 26 年政令第 397 号）が公布され、福祉用具専門相談員となるための要件から養成研修修了者（介護職員基礎研修課程・1 級課程・2 級課程の修了者、介護職員初任者研修課程の修了者）を除き、福祉用具に関する知識を有している国家資格保有者及び福祉用具専門相談員指定講習修了者に限定することとする等の改正が行われ、平成 27 年 4 月 1 日より適用されることとなった。

また、同令附則第 2 項の規定により、同令の施行の際（平成 27 年 4 月 1 日）現に養成研修修了者（介護職員基礎研修課程・1 級課程・2 級課程の修了者、介護職員初任者研修課程の修了者）である者の助言（平成 28 年 3 月 31 日までの間において行われるものに限る。）を受けて選定された福祉用具の貸与又は販売については、なお従前の例によることとされている。

これにあわせて「福祉用具専門相談員について」（平成 18 年 3 月 31 日老振発第 0331011 号）を別添のとおり改正し、平成 27 年 4 月 1 日より適用することとしたので通知する。

については、当該内容について御了知の上、貴管内市区町村、福祉用具専門相談員指定講習事業者等にその周知徹底を図られたい。

○ 福祉用具専門相談員について（平成 18 年 3 月 31 日老振発第 0331011 号厚生労働省老健局振興課長通知）

（変更点は下線部）

改 正 前	改 正 後
<p>「介護保険法等の一部を改正する法律」（平成十七年法律第七十七号）及び「介護保険法施行令等の一部を改正する政令」（平成十八年政令第百五十四号）の施行により、介護保険法（以下「法」という。）第八条第十二項に規定する福祉用具貸与若しくは同条第十三項に規定する特定福祉用具販売又は<u>法第八条の二第十二項に規定する介護予防福祉用具貸与若しくは同条第十三項に規定する特定介護予防福祉用具販売は、居宅要介護者又は居宅要支援者が福祉用具を選定するに当たり、福祉用具専門相談員から、福祉用具に関する専門的知識に基づく助言を受けて行われるものとされた。</u></p> <p>また、「介護保険法施行規則の一部を改正する省令」（平成十八年厚生労働省令第百六号）及び「介護保険法施行規則第二十二條の三十三第二号の厚生労働大臣が定める講習の内容」（平成十八年厚生労働省告示第百六十九号）により、福祉用具専門相談員指定講習の課程その他福祉用具専門相談員に関して必要な事項が定められたところであるが、その取り扱いは左記のとおりであるので、御承知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏のないようにされたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第一 福祉用具専門相談員の範囲</p> <p>福祉用具専門相談員は、介護保険法施行令第 4 条第 1 項各号に掲げる者とされているが、<u>第 9 号の「前条第 1 項に規定する養成研修修了者（厚生労働省令で定める要件に該当する者に限る。）」</u>とは、<u>介護職員初任者</u></p>	<p>「介護保険法等の一部を改正する法律」（平成十七年法律第七十七号）及び「介護保険法施行令等の一部を改正する政令」（平成十八年政令第百五十四号）の施行により、介護保険法（以下「法」という。）第八条第十二項に規定する福祉用具貸与若しくは同条第十三項に規定する特定福祉用具販売又は<u>法第八条の二第十項に規定する介護予防福祉用具貸与若しくは同条第十一項に規定する特定介護予防福祉用具販売は、居宅要介護者又は居宅要支援者が福祉用具を選定するに当たり、福祉用具専門相談員から、福祉用具に関する専門的知識に基づく助言を受けて行われるものとされた。</u></p> <p>また、「介護保険法施行規則の一部を改正する省令」（平成十八年厚生労働省令第百六号）及び「介護保険法施行規則第二十二條の三十三第二号の厚生労働大臣が定める講習の内容」（平成十八年厚生労働省告示第百六十九号）により、福祉用具専門相談員指定講習の課程その他福祉用具専門相談員に関して必要な事項が定められたところであるが、その取り扱いは左記のとおりであるので、御承知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏のないようにされたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第一 福祉用具専門相談員の範囲</p> <p>福祉用具専門相談員は、介護保険法施行令第 4 条第 1 項各号に掲げる者とされている。</p>

研修課程修了者であること。

また、介護保険法施行令等の一部を改正する政令附則第 18 条第 2 項の規定により、①この政令の施行の際現に福祉用具専門相談員指定講習（以下「指定講習」という。）に相当する講習として都道府県知事が公示するもの（以下「適格講習」という。）の課程を修了し、当該適格講習を行った者から当該適格講習の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者、②この政令の施行の際現に適格講習の課程を受講中の者であって、この政令の施行後当該適格講習の課程を修了したことにつき、当該適格講習を行った者から当該適格講習の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者は、福祉用具専門相談員とみなされること。

したがって、都道府県知事は「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第 194 条に規定する講習会を指定する省令」（平成 14 年厚生労働省令第 121 号）により厚生労働大臣の指定を受けた講習会を指定講習会に相当する講習として公示することが必要であり、その他指定講習に相当する講習として認めてきたものがある場合には、同様の取扱いが必要となる。

第二 福祉用具専門相談員指定講習事業者の指定について

（1）指定の単位

福祉用具専門相談員指定講習事業者（以下「事業者」という。）の指定は、事業所の所在地を管轄する都道府県において、事業所ごとに指定することとなる。

したがって、複数の事業所で指定講習を実施する場合、それぞれの事業所の所在地を所管する都道府県において指定を受ける必要がある。

また、事業者が事業所の所在地以外で指定講習を実施するような場合、指定講習の実施場所を所轄する都道府県は、別途指定を行う必要はない

また、介護保険法施行令等の一部を改正する政令附則第 18 条第 2 項の規定により、①この政令の施行の際現に福祉用具専門相談員指定講習（以下「指定講習」という。）に相当する講習として都道府県知事が公示するもの（以下「適格講習」という。）の課程を修了し、当該適格講習を行った者から当該適格講習の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者、②この政令の施行の際現に適格講習の課程を受講中の者であって、この政令の施行後当該適格講習の課程を修了したことにつき、当該適格講習を行った者から当該適格講習の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者は、福祉用具専門相談員とみなされること。

したがって、都道府県知事は「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第 194 条に規定する講習会を指定する省令」（平成 14 年厚生労働省令第 121 号）により厚生労働大臣の指定を受けた講習会を指定講習会に相当する講習として公示することが必要であり、その他指定講習に相当する講習として認めてきたものがある場合には、同様の取扱いが必要となる。

第二 福祉用具専門相談員指定講習事業者の指定について

（1）指定の単位

福祉用具専門相談員指定講習事業者（以下「事業者」という。）の指定は、事業所の所在地を管轄する都道府県において、事業所ごとに指定することとなる。

したがって、複数の事業所で指定講習を実施する場合、それぞれの事業所の所在地を所管する都道府県において指定を受ける必要がある。

また、事業者が事業所の所在地以外で指定講習を実施するような場合、指定講習の実施場所を所轄する都道府県は、別途指定を行う必要はない

が、当該事業者を指定する都道府県からの当該指定講習に対する指導監督等に関する情報提供その他必要な協力に応じなければならない。

(2) 事業者のみなし指定

介護保険法施行令等の一部を改正する政令附則第 18 条第 1 項及び「介護保険法施行令等の一部を改正する政令附則第 18 条第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する者」（平成 18 年厚生労働省告示第 318 号）において、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第百九十四条に規定する講習会を指定する省令（平成 14 年厚生労働省令第 121 号）により、この省令の廃止の日の前日（平成 18 年 3 月 31 日）において厚生労働大臣の指定を受けていた講習会を行っている者は、指定講習に相当する講習を行っている者として指定される。

また、これらの事業者（以下「みなし指定事業者」という。）については、平成 17 年度中に講習を実施する場所として届け出ている都道府県において事業所ごとに指定がされたものとみなされる。

(3) 指定の期間

変更、廃止、休止又は再開の届け出等の手続きは介護保険法施行規則で定められているが、指定の期間については、特段定められておらず、各都道府県が定めることとなる。

この場合、みなし指定事業者の指定の期間については、施行日前の指定の有効期間を勘案し、一定の配慮が必要となる。

第三 事業者の要件

事業者の要件は、介護保険法施行令第 4 条第 2 項各号に定められているが、「指定講習を適正に実施する能力があると認められるもの」の要件

が、当該事業者を指定する都道府県からの当該指定講習に対する指導監督等に関する情報提供その他必要な協力に応じなければならない。

(2) 事業者のみなし指定

介護保険法施行令等の一部を改正する政令附則第 18 条第 1 項及び「介護保険法施行令等の一部を改正する政令附則第 18 条第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する者」（平成 18 年厚生労働省告示第 318 号）において、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第百九十四条に規定する講習会を指定する省令（平成 14 年厚生労働省令第 121 号）により、この省令の廃止の日の前日（平成 18 年 3 月 31 日）において厚生労働大臣の指定を受けていた講習会を行っている者は、指定講習に相当する講習を行っている者として指定される。

また、これらの事業者（以下「みなし指定事業者」という。）については、平成 17 年度中に講習を実施する場所として届け出ている都道府県において事業所ごとに指定がされたものとみなされる。

(3) 指定の期間

変更、廃止、休止又は再開の届け出等の手続きは介護保険法施行規則で定められているが、指定の期間については、特段定められておらず、各都道府県が定めることとなる。

この場合、みなし指定事業者の指定の期間については、施行日前の指定の有効期間を勘案し、一定の配慮が必要となる。

第三 事業者の要件

事業者の要件は、介護保険法施行令第 4 条第 2 項各号に定められているが、「指定講習を適正に実施する能力があると認められるもの」の要件

として、①事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事務能力及び事業の安定的運営に必要な財政基盤を有するものであること、②講習事業の経理が他の事業の経理と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等事業の収支の状況を明らかにする書類が整備されていること、③事業運営上知り得た講習受講者に係る秘密の保持について十分な措置がなされていること等が考えられるが、「事業所の所在地以外で指定講習を実施するような場合における当該指定講習の実施場所を管轄する都道府県への必要書類の提出」等その他必要な要件について、各都道府県の実情に応じて定めることが可能である。

第四 指定講習の実施方法及び基準について

(1) 指定講習の実施方法

指定講習は講義、演習により行うこととし、受講者が講習課程での知識及び技術の修得がなされていることにつき確認ができるようなものであること。

この場合、カリキュラム中に別途位置づける必要はないが、講義の課程の中で、この内容が担保されている必要がある。

指定講習の修了評価については、指定講習修了者の質の確保を図る観点から、厳正に行われる必要がある。

全科目の修了時に、別紙1「福祉用具専門相談員指定講習における目的、到達目標及び内容の指針」に定める「到達目標」に沿って、各受講者の知識・技術等の修得度を評価すること。

修了評価の実施方法については、筆記の方法により一時間程度実施するものとし、修了評価に要する時間はカリキュラムの時間数には含めないものとする。評価の難易度については、福祉用具専門相談員の入口に位置する講習であることから、「列挙できる(知っているレベル)」「概説

として、①事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事務能力及び事業の安定的運営に必要な財政基盤を有するものであること、②講習事業の経理が他の事業の経理と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等事業の収支の状況を明らかにする書類が整備されていること、③事業運営上知り得た講習受講者に係る秘密の保持について十分な措置がなされていること等が考えられるが、「事業所の所在地以外で指定講習を実施するような場合における当該指定講習の実施場所を管轄する都道府県への必要書類の提出」等その他必要な要件について、各都道府県の実情に応じて定めることが可能である。

第四 指定講習の実施方法及び基準について

(1) 指定講習の実施方法

指定講習は講義、演習により行うこととし、受講者が講習課程での知識及び技術の修得がなされていることにつき確認ができるようなものであること。

この場合、カリキュラム中に別途位置づける必要はないが、講義の課程の中で、この内容が担保されている必要がある。

指定講習の修了評価については、指定講習修了者の質の確保を図る観点から、厳正に行われる必要がある。

全科目の修了時に、別紙1「福祉用具専門相談員指定講習における目的、到達目標及び内容の指針」に定める「到達目標」に沿って、各受講者の知識・技術等の修得度を評価すること。

修了評価の実施方法については、筆記の方法により一時間程度実施するものとし、修了評価に要する時間はカリキュラムの時間数には含めないものとする。評価の難易度については、福祉用具専門相談員の入口に位置する講習であることから、「列挙できる(知っているレベル)」「概説

できる（一通りの概要を説明できるレベル）」を想定している。

「到達目標」に示す知識・技術等の修得が十分でない場合には、事業者は必要に応じて補講等を行い、到達目標に達するよう努めるものとする。

(2) 指定講習の基準

ア 開催頻度

指定講習は年に1回以上開催されること。

イ 指定講習の内容

指定講習の内容は、「介護保険法施行規則第二十三条の三十三第二号の厚生労働大臣が定める講習の内容」(平成18年厚生労働省告示第269号)及び別紙1で定めるカリキュラムによるが、当分の間、指定講習と同等以上の講習の内容であると都道府県知事が認める場合においては、適用しないこととされており、その運用に当たっては、各都道府県において手続き等を定める必要がある。

ウ 指定講習の内容を教授するのに必要な数の講師

イの内容を教授するのに必要な講師の数の講師を有する必要がある、具体的には以下の要件を満たすことが必要となる。

ただし、当分の間、指定講習と同等以上の講習の内容であると都道府県知事が認めるものについては、以下の要件を適用しないため、その運用に当たっては、各都道府県において手続き等を定める必要がある。

(ア) 1の講習について3名以上の講師で担当すること

(イ) 演習を担当する講師については、講師一名につき、受講者がおおむね50名を超えない程度の割合で担当すること

(ウ) 病気等の理由により、当日講師が担当できなくなる場合に備え、

できる（一通りの概要を説明できるレベル）」を想定している。

「到達目標」に示す知識・技術等の修得が十分でない場合には、事業者は必要に応じて補講等を行い、到達目標に達するよう努めるものとする。

(2) 指定講習の基準

ア 開催頻度

指定講習は年に1回以上開催されること。

イ 指定講習の内容

指定講習の内容は、「介護保険法施行規則第二十三条の三十三第二号の厚生労働大臣が定める講習の内容」(平成18年厚生労働省告示第269号)及び別紙1で定めるカリキュラムによるが、当分の間、指定講習と同等以上の講習の内容であると都道府県知事が認める場合においては、適用しないこととされており、その運用に当たっては、各都道府県において手続き等を定める必要がある。

ウ 指定講習の内容を教授するのに必要な数の講師

イの内容を教授するのに必要な講師の数の講師を有する必要がある、具体的には以下の要件を満たすことが必要となる。

ただし、当分の間、指定講習と同等以上の講習の内容であると都道府県知事が認めるものについては、以下の要件を適用しないため、その運用に当たっては、各都道府県において手続き等を定める必要がある。

(ア) 1の講習について3名以上の講師で担当すること

(イ) 演習を担当する講師については、講師一名につき、受講者がおおむね50名を超えない程度の割合で担当すること

(ウ) 病気等の理由により、当日講師が担当できなくなる場合に備え、

代替講師の確保や予備日設定等の準備ができること

エ 指定講習の課程を教授するのに適当な者

イの内容を教授するのに適当な者であることが必要であり、具体的には、別紙2「講師要件表」に定める各科目における「講師の要件」を満たす適切な人材が確保されていること。

ただし、当分の間、指定講習と同等以上の講習の内容であると都道府県知事が認めるものについては、別紙の要件を適用しないため、その運用に当たっては、各都道府県において手続き等を定める必要がある。

第五 事業者の指定申請手続き等について

(1) 指定の申請

指定講習を行う者として指定を受けようとする者は、施行規則第22条の34で準用する第22条の26第1項(第6号を除く。)に掲げる事項を記載した申請書又は書類を提出することとなるが、「その他指定に関し必要があると認める事項」として、旧通知である「福祉用具専門相談員指定講習会の指定について」(平成11年6月3日老発第437号厚生省老人保健福祉局長通知)に定める「年間事業計画表」等の様式を用い、指定講習の開催状況等を確認するためのものを提出させることが考えられる。

また、「運営規程」の内容については、講習受講者に指定講習の内容を明示するため、少なくとも次に掲げる事項を明らかにした運営規定を定め、公開することが必要である。

- (ア) 開講目的
- (イ) 講習の名称
- (ウ) 事業所の所在地

代替講師の確保や予備日設定等の準備ができること

エ 指定講習の課程を教授するのに適当な者

イの内容を教授するのに適当な者であることが必要であり、具体的には、別紙2「講師要件表」に定める各科目における「講師の要件」を満たす適切な人材が確保されていること。

ただし、当分の間、指定講習と同等以上の講習の内容であると都道府県知事が認めるものについては、別紙の要件を適用しないため、その運用に当たっては、各都道府県において手続き等を定める必要がある。

第五 事業者の指定申請手続き等について

(1) 指定の申請

指定講習を行う者として指定を受けようとする者は、施行規則第22条の34で準用する第22条の26第1項(第6号を除く。)に掲げる事項を記載した申請書又は書類を提出することとなるが、「その他指定に関し必要があると認める事項」として、旧通知である「福祉用具専門相談員指定講習会の指定について」(平成11年6月3日老発第437号厚生省老人保健福祉局長通知)に定める「年間事業計画表」等の様式を用い、指定講習の開催状況等を確認するためのものを提出させることが考えられる。

また、「運営規程」の内容については、講習受講者に指定講習の内容を明示するため、少なくとも次に掲げる事項を明らかにした運営規定を定め、公開することが必要である。

- (ア) 開講目的
- (イ) 講習の名称
- (ウ) 事業所の所在地

- (エ) 講習期間
- (オ) 講習課程
- (カ) 講師氏名
- (キ) 修了評価の実施方法
- (ク) 講習修了の認定方法及び欠席した場合の取扱い
- (ケ) 年間の開講期間
- (コ) 受講手続き
- (サ) 受講料（補講等を含む。）等受講に際し必要な費用の額

(2) 事業報告書の提出

指定講習を行う者は、毎事業年度終了後二月以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を都道府県知事へ提出する必要がある。

- (ア) 開催日時及び場所
- (イ) 受講者数及び修了者数
- (ウ) 講習課程
- (エ) 講習会時間割表
- (オ) 担当講師一覧
- (カ) 収支決算書
- (キ) その他必要な事項

- (エ) 講習期間
- (オ) 講習課程
- (カ) 講師氏名
- (キ) 修了評価の実施方法
- (ク) 講習修了の認定方法及び欠席した場合の取扱い
- (ケ) 年間の開講期間
- (コ) 受講手続き
- (サ) 受講料（補講等を含む。）等受講に際し必要な費用の額

(2) 事業報告書の提出

指定講習を行う者は、毎事業年度終了後二月以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を都道府県知事へ提出する必要がある。

- (ア) 開催日時及び場所
- (イ) 受講者数及び修了者数
- (ウ) 講習課程
- (エ) 講習会時間割表
- (オ) 担当講師一覧
- (カ) 収支決算書
- (キ) その他必要な事項

参 考 改 正 後 全 文
老 振 発 第 0331011 号
平 成 1 8 年 3 月 3 1 日

最 終 改 正
老 振 発 1 2 1 2 第 1 号
平 成 2 6 年 1 2 月 1 2 日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局振興課長

福祉用具専門相談員について

「介護保険法等の一部を改正する法律」（平成 17 年法律第 77 号）及び「介護保険法施行令等の一部を改正する政令」（平成 18 年政令第 154 号）の施行により、介護保険法（以下「法」という。）第 8 条第 12 項に規定する福祉用具貸与若しくは同条第 13 項に規定する特定福祉用具販売又は法第 8 条の 2 第 10 項に規定する介護予防福祉用具貸与若しくは同条第 11 項に規定する特定介護予防福祉用具販売は、居宅要介護者又は居宅要支援者が福祉用具を選定するに当たり、福祉用具専門相談員から、福祉用具に関する専門的知識に基づく助言を受けて行われるものとされた。

また、「介護保険法施行規則の一部を改正する省令」（平成 18 年厚生労働省令第 106 号）及び「介護保険法施行規則第 22 条の 33 第 2 号の厚生労働大臣が定める講習の内容」（平成 18 年厚生労働省告示第 269 号）により、福祉用具専門相談員指定講習の課程その他福祉用具専門相談員に関して必要な事項が定められたところであるが、その取り扱いは下記のとおりであるので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏のないようにされたい。

記

第一 福祉用具専門相談員の範囲

福祉用具専門相談員は、介護保険法施行令第 4 条第 1 項各号に掲げる者とされている。

また、介護保険法施行令等の一部を改正する政令附則第 18 条第 2 項の規定により、①この政令の施行の際現に福祉用具専門相談員指定講習（以下「指定講習」という。）に相当する講習として都道府県知事が公示するもの（以下「適格講習」という。）の課程を修了し、当該適格講習を行った者から当該適格講習の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者、②この政令の施行の際現に適格講習の課程を受講中の者であって、この政令の施行後当該適格講習の課程を修了したことにつき、当該適格講習を行った者から当該適格講習の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者は、福祉用具専門相談員とみなされること。

したがって、都道府県知事は「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第 194 条に規定する講習会を指定する省令」（平成 14 年厚生労働省令第 121 号）により厚生労働大臣の指定を受けた講習会を指定講習会に相当する講習として公示することが必要であり、その他指定講習に相当する講習として認めてきたものがある場合には、同様の取扱いが必要となる。

第二 福祉用具専門相談員指定講習事業者の指定について

（1）指定の単位

福祉用具専門相談員指定講習事業者（以下「事業者」という。）の指定は、事業所の所在地を管轄する都道府県において、事業所ごとに指定することとなる。

したがって、複数の事業所で指定講習を実施する場合、それぞれの事業所の所在地を所管する都道府県において指定を受ける必要がある。

また、事業者が事業所の所在地以外で指定講習を実施するような場合、指定講習の実施場所を所轄する都道府県は、別途指定を行う必要はないが、当該事業者を指定する都道府県からの当該指定講習に対する指導監督等に関する情報提供その他必要な協力に応じなければならない。

（2）事業者のみなし指定

介護保険法施行令等の一部を改正する政令附則第 18 条第 1 項及び「介護保険法施行令等の一部を改正する政令附則第 18 条第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する者」（平成 18 年厚生労働省告示第 318 号）において、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第百九十四条に規定する講習会を指定する省令（平成 14 年厚生労働省令第 121 号）により、この省令の廃止の日の前日（平成 18 年 3 月 31 日）において厚生労働大臣の指定を受けていた講習会を行っている者は、指定講習に相当する講習を行っている者として指定される。

また、これらの事業者（以下「みなし指定事業者」という。）については、平成 17 年度中に講習を実施する場所として届け出ている都道府県において事業所ごとに指定がされたものとみなされる。

(3) 指定の期間

変更、廃止、休止又は再開の届け出等の手続きは介護保険法施行規則で定められているが、指定の期間については、特段定められておらず、各都道府県が定めることとなる。

この場合、みなし指定事業者の指定の期間については、施行日前の指定の有効期間を勘案し、一定の配慮が必要となる。

第三 事業者の要件

事業者の要件は、介護保険法施行令第4条第2項各号に定められているが、「指定講習を適正に実施する能力があると認められるもの」の要件として、①事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事務能力及び事業の安定的運営に必要な財政基盤を有するものであること、②講習事業の経理が他の事業の経理と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等事業の収支の状況を明らかにする書類が整備されていること、③事業運営上知り得た講習受講者に係る秘密の保持について十分な措置がなされていること等が考えられるが、「事業所の所在地以外で指定講習を実施するような場合における当該指定講習の実施場所を管轄する都道府県への必要書類の提出」等その他必要な要件について、各都道府県の実情に応じて定めることが可能である。

第四 指定講習の実施方法及び基準について

(1) 指定講習の実施方法

指定講習は講義、演習により行うこととし、受講者が講習課程での知識及び技術の修得がなされていることにつき確認ができるようなものであること。

この場合、カリキュラム中に別途位置づける必要はないが、講義の課程の中で、この内容が担保されている必要がある。

指定講習の修了評価については、指定講習修了者の質の確保を図る観点から、厳正に行われる必要がある。

全科目の修了時に、別紙1「福祉用具専門相談員指定講習における目的、到達目標及び内容の指針」に定める「到達目標」に沿って、各受講者の知識・技術等の修得度を評価すること。

修了評価の実施方法については、筆記の方法により一時間程度実施するものとし、修了評価に要する時間はカリキュラムの時間数には含めないものとする。評価の難易度については、福祉用具専門相談員の入口に位置する講習であることから、「列挙できる(知っているレベル)」「概説できる(一通りの概要を説明できるレベル)」を想定している。

「到達目標」に示す知識・技術等の修得が十分でない場合には、事業者は必要に応じて補講等を行い、到達目標に達するよう努めるものとする。

(2) 指定講習の基準

ア 開催頻度

指定講習は年に1回以上開催されること。

イ 指定講習の内容

指定講習の内容は、「介護保険法施行規則第二十三条の三十三第二号の厚生労働大臣が定める講習の内容」（平成18年厚生労働省告示第269号）及び別紙1で定めるカリキュラムによるが、当分の間、指定講習と同等以上の講習の内容であると都道府県知事が認める場合においては、適用しないこととされており、その運用に当たっては、各都道府県において手続き等を定める必要がある。

ウ 指定講習の内容を教授するのに必要な数の講師

イの内容を教授するのに必要な講師の数の講師を有する必要がある、具体的には以下の要件を満たすことが必要となる。

ただし、当分の間、指定講習と同等以上の講習の内容であると都道府県知事が認めるものについては、以下の要件を適用しないため、その運用に当たっては、各都道府県において手続き等を定める必要がある。

(ア) 1の講習について3名以上の講師で担当すること

(イ) 演習を担当する講師については、講師一名につき、受講者がおおむね50名を超えない程度の割合で担当すること

(ウ) 病気等の理由により、当日講師が担当できなくなる場合に備え、代替講師の確保や予備日設定等の準備ができること

エ 指定講習の課程を教授するのに適当な者

イの内容を教授するのに適当な者であることが必要であり、具体的には、別紙2「講師要件表」に定める各科目における「講師の要件」を満たす適切な人材が確保されていること。

ただし、当分の間、指定講習と同等以上の講習の内容であると都道府県知事が認めるものについては、別紙の要件を適用しないため、その運用に当たっては、各都道府県において手続き等を定める必要がある。

第五 事業者の指定申請手続き等について

(1) 指定の申請

指定講習を行う者として指定を受けようとする者は、施行規則第22条の34で準用する第22条の26第1項（第6号を除く。）に掲げる事項を記載した申請書又は書類を提出することとなるが、「その他指定に関し必要があると認める事項」として、旧通知である「福祉用具専門相談員指定講習会の指定について」（平成11年6月3日老発第437号厚生省老人保健福祉局長通知）に定める「年間事業計画表」等の様式を用い、指

定講習の開催状況等を確認するためのものを提出させることが考えられる。

また、「運営規程」の内容については、講習受講者に指定講習の内容を明示するため、少なくとも次に掲げる事項を明らかにした運営規定を定め、公開することが必要である。

- (ア) 開講目的
- (イ) 講習の名称
- (ウ) 事業所の所在地
- (エ) 講習期間
- (オ) 講習課程
- (カ) 講師氏名
- (キ) 修了評価の実施方法
- (ク) 講習修了の認定方法及び欠席した場合の取扱い
- (ケ) 年間の開講期間
- (コ) 受講手続き
- (サ) 受講料（補講等を含む。）等受講に際し必要な費用の額

(2) 事業報告書の提出

指定講習を行う者は、毎事業年度終了後二月以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を都道府県知事へ提出する必要がある。

- (ア) 開催日時及び場所
- (イ) 受講者数及び修了者数
- (ウ) 講習課程
- (エ) 講習会時間割表
- (オ) 担当講師一覧
- (カ) 収支決算書
- (キ) その他必要な事項

別紙1

福祉用具専門相談員指定講習における目的、到達目標及び内容の指針

科目	目的	到達目標	内容
1 福祉用具と福祉用具専門相談員の役割			
福祉用具の役割 (1時間)	<ul style="list-style-type: none"> 福祉用具の定義と、高齢者等の暮らしを支える上で果たす役割を理解する。 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉用具の定義について、自立支援の考え方を踏まえて概説できる。 福祉用具の種類を概説できる。 高齢者等の暮らしを支える上で福祉用具の果たす役割をイメージできる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉用具の定義と種類 <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険制度や障害者総合支援制度等における福祉用具の定義と種類 ○福祉用具の役割 <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の日常生活動作（ADL）等の改善 ・介護負担の軽減 ○福祉用具の利用場面 <p>※必要に応じて、視聴覚教材の活用、医療・介護現場の実習・見学等を組み合わせる。</p>
福祉用具専門相談員の役割と職業倫理 (1時間)	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険制度における福祉用具専門相談員の位置付けと役割を理解する。 福祉用具専門相談員としての職業倫理の重要性を理解する。 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉用具による支援の手順に沿って、福祉用具専門相談員の役割を列挙できる。 介護保険制度の担い手として職業倫理の重要性を理解し、仕事をすすめる上での留意点を列挙できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○介護保険制度における福祉用具専門相談員の位置付けと役割 ○福祉用具専門相談員の仕事内容 <ul style="list-style-type: none"> ・福祉用具による支援（利用目標や選定の援助、使用方法の指導、機能等の点検等） ○職業倫理 <ul style="list-style-type: none"> ・福祉用具専門相談員の倫理（法令順守、守秘義務、利用者本位、専門性の向上等）
2 介護保険制度等に関する基礎知識			
介護保険制度等の考え方と仕組み (2時間)	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険制度等の目的と、基本的な仕組みを理解する。 地域包括ケアに係る関連施策について理解し、福祉用具専門相談員はその担い手の一員であることを自覚す 	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険制度等の理念、給付や認定の方法及び介護サービスの種類・内容を列挙できる。 地域包括ケアの理念を概説できる。 地域包括ケアの構成要素と、支える主体を列挙できる。 地域ケア会議の役割・機能を概説 	<ul style="list-style-type: none"> ○介護保険制度等の目的と仕組み <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険法の理念（尊厳の保持、自立支援、利用者選択と自己決定等） ・介護保険制度の仕組み（要介護認定、サービス提供、費用負担等） ・介護サービスの種類と内容 ・高齢者・障害者の保健・福祉に関連した制度（障害者総合支援法等）の概要 ○地域包括ケアの考え方 <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケアの理念（住み慣れた地域での生活の継続、包括的な支援等） ・構成要素（医療・介護・予防・住まい・生活支援）と多様な支え方（自助・互助・

	<p>る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケアを担う各専門職の役割・責務について理解する。 	<p>できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケアを担う各専門職の役割・責務を列挙できる。 	<p>共助・公助)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域ケア会議の役割・機能 ・医療・介護に関わる各専門職の役割
<p>介護サービスにおける視点 (2時間)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・介護サービスを提供するに当たって基本となる視点を身に付ける。 ・ケアマネジメントの考え方を踏まえ、福祉用具に係るサービスの位置付けや多職種連携の重要性を理解する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の人権と尊厳を保持した関わりを行う際の留意点を列挙できる。 ・ケアマネジメントや介護予防、多職種連携の目的を概説できる。 ・居宅サービス計画と福祉用具貸与計画等の関係性を概説できる。 ・国際生活機能分類 (ICF) の考え方を概説できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○人権と尊厳の保持 <ul style="list-style-type: none"> ・プライバシー保護、身体拘束禁止、虐待防止、ノーマライゼーション、エンパワメント、クオリティオブライフ (QOL) ○ケアマネジメントの考え方 <ul style="list-style-type: none"> ・ケアマネジメントの意義・目的 (人間の尊厳、自立支援及び自己決定・自己実現) ・ケアマネジメントの手順 (アセスメント、ケアプラン作成、サービス担当者会議、説明と同意及びモニタリング) ・居宅サービス計画と福祉用具貸与計画等との関係性 ・介護予防の目的と視点 ・国際生活機能分類 (ICF) の考え方 ・多職種連携の目的と方法 (介護に関わる専門職の種類と専門性及びサービス担当者会議等での連携の具体例)
<p>3 高齢者と介護・医療に関する基礎知識</p>			
<p>からだの理解 (6時間)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等の心身の特徴と日常生活上の留意点を理解する。 ・認知症に関する基本的な知識を踏まえ、認知症高齢者との関わり方を理解する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・加齢に伴う心身機能の変化の特徴を列挙できる。 ・高齢者に多い疾病の種類と症状を列挙できる。 ・認知症の症状と心理・行動の特徴を理解し、それを踏まえた関わり方を列挙できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○加齢に伴う心身機能の変化の特徴 <ul style="list-style-type: none"> ・身体機能の変化の特徴 (筋・骨・関節の変化、認知機能の変化、体温維持機能の変化、防衛反応の低下、廃用症候群等) ・心理機能の変化の特徴 (喪失体験、環境への不応答等) ○認知症の理解と対応 <ul style="list-style-type: none"> ・認知症の症状 ・認知症高齢者の心理・行動の特徴と対応
<p>リハビリテーション</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・リハビリテーションの考え方を理解する。 ・リハビリテーションに 	<ul style="list-style-type: none"> ・リハビリテーションの考え方と内容を概説できる。 ・リハビリテーションにおける福祉 	<ul style="list-style-type: none"> ○リハビリテーションの基礎知識 <ul style="list-style-type: none"> ・リハビリテーションの考え方と内容 ・リハビリテーションに関わる専門職の役割

(2時間)	おける福祉用具の関係性を理解する。	用具の関係性と、リハビリテーションに関わる専門職との連携におけるポイントを列挙できる。	○リハビリテーションにおける福祉用具の役割 ・リハビリテーションで用いられる福祉用具の種類と内容 ・リハビリテーション専門職との連携
高齢者の日常生活の理解 (2時間)	・高齢者等の日常生活の個別性や家族との関係など、生活全般を捉える視点を身に付ける。 ・基本的動作や日常生活動作(ADL)・手段的日常生活動作(IADL)の考え方、日常生活を通じた介護予防の視点を理解する。	・日常生活には個別性があることを理解し、生活リズム、生活歴、ライフスタイル、家族や地域の役割等を列挙できる。 ・基本的動作や日常生活動作(ADL)・手段的日常生活動作(IADL)の種類を列挙できる。 ・自宅や地域での日常生活を通じた介護予防を列挙できる。	○日常生活について ・生活リズム、生活歴、ライフスタイル、家族や地域の役割等 ○基本的動作や日常生活動作(ADL)の考え方 ・基本的動作の種類と内容(寝返り、起き上がり、座位、立ち上がり、立位、着座、歩行、段差越え、階段昇降等) ・日常生活動作(ADL)、手段的日常生活動作(IADL)の種類と内容 ・自宅や地域での日常生活を通じた介護予防
介護技術 (4時間)	・日常生活動作ごとの介護の意味と手順を踏まえ、福祉用具の選定・適合に当たって着目すべき動作のポイントを理解する。	・日常生活動作(ADL)に関連する介護の意味と手順について列挙できる。 ・各介護場面における動作のポイントと、それを支える福祉用具の役割を列挙できる。	○日常生活動作(ADL)(※)における基本的な介護技術 ・介護を要する利用者の状態像 ・日常生活動作に関連する介護の意味と手順、その際に用いる福祉用具 ※食事、排泄、更衣、整容、入浴、移動・移乗、コミュニケーションなど
住環境と住宅改修 (2時間)	・高齢者の住まいにおける課題や住環境の整備の考え方を理解する。 ・介護保険制度における住宅改修の目的や仕組みを理解する。	・高齢者の住まいの課題を列挙できる。 ・住環境の整備のポイントを列挙できる。 ・介護保険制度における住宅改修の目的や仕組みを概説できる。	○高齢者の住まい ・住宅構造・間取り・設備の種類等の高齢者の住まいにおける課題 ○住環境の整備 ・住環境整備の考え方 ・基本的な整備のポイント(トイレ、浴室、玄関、居室等の段差解消、床材選択、手すりの取付け等) ○介護保険制度における住宅改修 ・住宅改修の目的、範囲、手続きの手順等

4 個別の福祉用具に関する知識・技術			
福祉用具の特徴 (8時間)	<ul style="list-style-type: none"> 福祉用具の種類、機能及び構造を理解する。 基本的動作や日常の生活場面に応じた福祉用具の特徴を理解する。 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉用具の種類、機能及び構造を概説できる。 基本的動作と日常の生活場面に応じた福祉用具の関わりや福祉用具の特徴を列挙できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉用具の種類、機能及び構造 ※起居、移乗、移動、床ずれ、排泄、入浴、食事・更衣・整容、コミュニケーション・社会参加関連用具及びその他の福祉用具 ○基本的動作と日常の生活場面に応じた福祉用具の特徴
福祉用具の活用 (8時間)	<ul style="list-style-type: none"> 福祉用具の基本的な選定・適合技術を修得する。 高齢者の状態像に応じた福祉用具の利用方法を修得する。 	<ul style="list-style-type: none"> 各福祉用具の選定・適合を行うことができる。 高齢者の状態像に応じた福祉用具の利用方法を概説できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 各福祉用具の選定・適合技術 福祉用具の選定・適合の視点と実施方法 福祉用具の組み立て・使用方法と利用上の留意点（誤った使用方法や重大事故の例示を含む） ○高齢者の状態像に応じた福祉用具の利用方法
5 福祉用具に係るサービスの仕組みと利用の支援に関する知識			
福祉用具の供給の仕組み (2時間)	<ul style="list-style-type: none"> 福祉用具の供給の流れや整備方法を理解する。 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉用具の供給の流れと各段階の内容を列挙できる。 福祉用具の整備の意義とポイントを列挙できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉用具の供給の流れ 福祉用具の製造、輸入、販売及び貸与の流れ 介護保険法における福祉用具貸与事業の内容 ○福祉用具の整備方法 消毒、保守点検等
福祉用具貸与計画等の意義と活用 (5時間)	<ul style="list-style-type: none"> 福祉用具による支援の手順と福祉用具貸与計画等の位置付けを理解する。 福祉用具貸与計画等の作成と活用方法を理解する。 利用者の心身の状況や生活における希望、生 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉用具による支援の手順と福祉用具貸与計画等の位置付けについて概説できる。 福祉用具貸与計画等の項目の意味と内容を概説できる。 福祉用具貸与計画等の活用のポイントを列挙できる。 利用者の心身の状況や生活における希望、生活環境等を踏まえた利 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉用具による支援の手順の考え方 居宅サービス計画と福祉用具貸与計画等の関係性 アセスメント、利用目標の設定、選定、福祉用具貸与計画等の作成、適合・使用方法の説明、モニタリング等 状態像に応じた福祉用具の利用事例（福祉用具の組合せや利用上の留意点、見直しの頻度、医療・介護・地域資源との連携方法等） ○福祉用具貸与計画等の意義と目的 記録の意義・目的（サービス内容の明確化、情報共有、エビデンス、リスクマネジメント）

	<p>活環境等を踏まえた利用目標の設定や選定の重要性を理解する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・モニタリングの意義や方法を理解する。 	<p>利用目標の設定や選定の重要性を概説できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・モニタリングの意義や方法を概説できる。 	<p>○福祉用具貸与計画等の記載内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の基本情報、福祉用具が必要な理由、福祉用具の利用目標、具体的な福祉用具の機種と当該用具を選定した理由その他関係者間で共有すべき情報 <p>○福祉用具貸与計画等の活用方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者・家族や多職種との情報共有とチームアプローチ <p>○モニタリングの意義と方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・モニタリングの意義・目的 ・モニタリング時の目標達成度の評価・計画変更
6 福祉用具の利用の支援に関する総合演習			
<p>福祉用具による支援の手順と福祉用具貸与計画等の作成 (5時間)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事例を通じて、福祉用具による支援の手順の具体的なイメージを得るとともに、福祉用具貸与計画等の基本的な作成・活用技術を修得する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉用具貸与計画等の作成・活用における一連の手順を列挙できる。 ・福祉用具貸与計画等の作成における主要なポイントを列挙できる。 	<p>○事例演習</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事例に基づくアセスメント、利用目標の設定、福祉用具の選定及び福祉用具貸与計画等の作成の演習 ・利用者・家族やサービス担当者会議等での福祉用具貸与計画等の説明及びモニタリングに関するロールプレイング <p>※事例は、脳卒中による後遺症、廃用症候群、認知症などの高齢者に多い状態像とし、地域包括ケアにおける福祉用具貸与等の役割や多職種との連携に対する理解が深まるものが望ましい。</p>

別紙2

講師要件表

科 目	講 師 の 要 件
一 福祉用具と福祉用具専門相談員の役割	
(1) 福祉用具の役割	①保健師 ②看護師 ③理学療法士 ④作業療法士 ⑤福祉用具専門相談員 ⑥公益財団法人テクノエイド協会等が実施する福祉用具プランナー研修修了者（以下「福祉用具プランナー研修修了者」という。） ⑦大学院、大学、短期大学、介護福祉士養成校、福祉系高等学校等において当該科目又はそれと類似する科目を担当する教員（非常勤を含む。以下「大学院等教員」という。） ⑧前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者
(2) 福祉用具専門相談員の役割と職業倫理	
二 介護保険制度等に関する基礎知識	
(1) 介護保険制度等の考え方と仕組み	①高齢者保健福祉を担当している行政職員 ②保健師 ③看護師 ④理学療法士 ⑤作業療法士 ⑥社会福祉士 ⑦介護福祉士 ⑧介護支援専門員 ⑨大学院等教員 ⑩前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者
(2) 介護サービスにおける視点	
三 高齢者と介護・医療に関する基礎知識	
(1) からだとこころの理解	①医師 ②保健師 ③看護師 ④理学療法士 ⑤作業療法士 ⑥精神保健福祉士 ⑦大学院等教員 ⑧前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者
(2) リハビリテーション	①医師 ②理学療法士 ③作業療法士 ④大学院等教員 ⑤前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者
(3) 高齢者の日常生活の理解	①保健師 ②看護師 ③理学療法士 ④作業療法士 ⑤介護福祉士 ⑥介護実習・普及センターに配置されている介護機器相談指導員（以下「介護機器相談指導員」という。） ⑦大学院等教員 ⑧前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者
(4) 介護技術	
(5) 住環境と住宅改修	①理学療法士 ②作業療法士 ③福祉用具専門相談員 ④福祉住環境コーディネーター1級・2級試験合格者 ⑤福祉用具プランナー研修修了者 ⑥1級・2級建築士 ⑦大学院等教員 ⑧前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者

四 個別の福祉用具に関する知識・技術	
(1) 福祉用具の特徴	①保健師 ②看護師 ③理学療法士 ④作業療法士 ⑤介護福祉士 ⑥福祉用具専門相談員 ⑦福祉用具プランナー 研修修了者 ⑧介護機器相談指導員 ⑨大学院等教員 ⑩前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者
(2) 福祉用具の活用	
五 福祉用具に係るサービスの仕組みと利用の支援に関する知識	
(1) 福祉用具の供給の仕組み	①保健師 ②看護師 ③理学療法士 ④作業療法士 ⑤介護福祉士 ⑥福祉用具専門相談員 ⑦福祉用具プランナー 研修修了者 ⑧大学院等教員 ⑨前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者
(2) 福祉用具貸与計画等の意義と活用	
六 福祉用具の利用の支援に関する総合演習	
福祉用具による支援の手順と福祉用具貸与計画等の作成	①保健師 ②看護師 ③理学療法士 ④作業療法士 ⑤介護福祉士 ⑥福祉用具専門相談員 ⑦福祉用具プランナー 研修修了者 ⑧大学院等教員 ⑨前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者

※ 講師（医師を除く）は、上記の要件に加えて、それぞれの実務経験・教員歴等を概ね5年以上有すること。

〔政 令〕

- 原子力委員会設置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(三三五)
- 行政機関職員定員令の一部を改正する政令(三八六)
- 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令の一部を改正する政令(三八七)
- 地域再生法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(三八八)
- 地域再生法施行令の一部を改正する政令(三八九)
- マンションの建替えの円滑化等に関する法律による不動産登記に関する政令の一部を改正する政令(三九〇)
- 外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令の一部を改正する政令(三九一)
- 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令の一部を改正する政令(三九二)
- 関税法施行令等の一部を改正する政令(三九三)
- 経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律施行令(三九四)

〔府 令〕

- 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行令及び主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令の一部を改正する政令(三九五)
- 経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行令の一部を改正する政令(三九六)
- 介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令(三九七)
- 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令(三九八)

〔府令・省令〕

- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(内閣府・総務七)

〔省 令〕

- 不動産登記令第四条の特例等を定める省令の一部を改正する省令(法務三二)
- 関税暫定措置法施行規則の一部を改正する省令(財務九三)
- 税関職員の身分を示す証券等の書式に関する省令及び財務省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する省令(同九四)
- 経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律に規定する検査身分証明書の様式を定める省令(同九五)

- 介護保険法施行規則等の一部を改正する省令(厚生労働一三五)
- 厚生労働省定員規則の一部を改正する省令(同三六)
- 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則の一部を改正する省令(農林水産六八)
- 関税暫定措置法施行令第三十二条第二項第三号の農林水産省令で定める方法を定める省令(同六九)
- 経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(経済産業六四)

〔告 示〕

- 経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律第五条第二項の規定により質問又は検査に立ち会う職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令(同六五)

- 構造改革特別区域計画を認定した件(内閣府二七七、二八六)
- 構造改革特別区域計画の変更を認定した件(同二八七、二八八)
- 構造改革特別区域計画の認定を取り消した件(同二八九)
- 地域再生計画を認定した件(同二九〇、二九五)
- 地域再生計画の変更を認定した件(同二九六、二九八)
- 総合特別区域計画を認定した件(同二九九)
- 総合特別区域計画の変更を認定した件(同三〇〇、三〇三)
- 道路交通法第百十條第一項の規定に基づき自動車専用道路を指定する件の一部を改正する件(国家公安委五五)
- 健康増進法の規定に基づく登録試験機関の登録事項の変更の件(消費者庁五)

二 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令の一部改正関係
納付金の納付を要しない麦等として関税の課許の便益の適用を受ける麦を追加することとした。(第一二三条第四号関係)

三 施行期日
この政令は、経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の効力発生の日から施行することとした。

◇経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行令の一部を改正する政令(政令第三九六号)(経済産業省)

1 経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律(以下「法」という。第二条第三項の政令で定める経済連携協定として、経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定(以下「日オーストラリア協定」という。)を定めることとした。(第一一条関係)

2 法第三条第五項の政令で定める経済連携協定として、日オーストラリア協定を定めることとした。(第三条関係)

3 日オーストラリア協定に係る法第五条の政令で定める期間を五年とすることとした。(第四条関係)

4 日オーストラリア協定に係る法第三〇条第一項の政令で定める期間を四日とすることとした。ただし、オーストラリアに第一種特定原産地証明書の発給を受けた物品が輸出された場合において、当該物品に係る情報の提供の求めに応ずる期間について個別に我が国とオーストラリアとの間で合意をした期間があるときは、当該期間とすることとした。(第六条関係)

5 この政令は、日オーストラリア協定の効力発生の日から施行することとした。

◇介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令(政令第三九七号)(厚生労働省)

一 介護保険法施行令の一部改正関係
1 福祉用具の貸与等が介護給付等の対象となるための助言を行う福祉用具専門相談員の範囲から養成研修修了者を除外することとした。(第四条関係)

2 保険料率の算定に関する基準について、第一号被保険者の区分を原則として六区分から九区分に改め、それぞれの区分ごとに基準額に乗じる割合を定めることとした。(第三八条及び第三九条関係)

二 介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正関係
平成二十七年(平成二十九年)度までの第二号被保険者負担率を二〇〇分の二八とすることとした。(第五条関係)

三 経過措置
この政令の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。(附則第二項関係)

四 この政令は、平成二十七年四月一日から施行することとした。

◇防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令(政令第三九八号)(防衛省)

1 自衛官に係る勤勉手当の支給割合の改定に伴い、若年定年退職者給付金の額の調整に関し必要な給与年額相当額の計算方法を改めることとした。(第二四条関係)

2 平成二十七年一月一日における昇給の号俸数の特例等について定めることとした。(附則第一条及び第三条関係)

3 この政令は、公布の日から施行することとした。

原子力委員会設置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十六年十二月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第三百八十五号

原子力委員会設置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、原子力委員会設置法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第八十七号)附則第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

原子力委員会設置法の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十六年十二月十六日とする。

行政機関職員定員令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十六年十二月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第三百八十六号

行政機関職員定員令の一部を改正する政令

内閣は、行政機関の職員の定員に関する法律(昭和四十四年法律第三十三号)第二条の規定に基づき、この政令を制定する。

行政機関職員定員令(昭和四十四年政令第二百一十一号)の一部を次のように改正する。
第一条第一項の表厚生労働省の項中「三一、六六〇人」を「三一、六九一人」に改め、同表合計の項中「二九六、五六四人」を「二九六、五九六人」に改める。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣 安倍 晋三

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十六年十二月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

第三十八条第一項第二号中「四分の二」を「十分の七・五」に改め、同号イ中「八十万円」を「百二十万円」に、「該当しない者」を「該当しないもの」に改め、同号ロ中「又は第五号ロ」を「第五号ロ、第六号ロ、第七号ロ又は第八号ロ」に改め、同項第三号中「四分の三」を「十分の七・五」に改め、同号イ中「該当しない者」を「該当しないもの」に改め、同号ロ中「又は第五号ロ」を「第五号ロ、第六号ロ、第七号ロ又は第八号ロ」に改め、同項第六号中「四分の六」を「十分の十七」に改め、同号を同項第九号とし、同項第五号中「四分の五」を「十分の十二」に改め、同号ロ中「部分を除く。」の下に「次号ロ又は第八号ロ」を加え、同号を同項第六号とし、同号の次に次の二号を加える。

七 次のいずれかに該当する者 十分の十三
イ 合計所得金額が基準所得金額未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ(1)に係る部分を除く。）又は次号ロに該当する者を除く。）

ハ 次のいずれかに該当する者 十分の十五
イ 合計所得金額が基準所得金額未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第三十八条第一項第四号中「四分の四」を「十分の十一」に改め、同号イ中「前三号」を「前各号」に改め、同号ロ中「又は次号ロ」を「次号ロ、第七号ロ又は第八号ロ」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 次のいずれかに該当する者 十分の九
イ 当該保険料の賦課期日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者であつて、当該保険料の賦課期日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額の合計額が八十万円以下であり、かつ、前三号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ(1)に係る部分を除く。）次号ロ、第六号ロ、第七号ロ又は第八号ロに該当する者を除く。）

第三十八条第六項中「第一項第五号」を「第一項第六号」に、「すべての市町村に係る同項第一号若しくは第一号又は第三号に該当する」を「同項第七号の基準所得金額未満の額であつて、全ての市町村に係る同項第六号に該当することとなる」に、「にそれぞれ四分の二又は四分の一を乗じて得た数と、すべて」を「と、全て」に、「同項第五号又は第六号」を「同項第七号」に改め、「にそれぞれ四分の一又は四分の二を乗じて得た数」を削り、同条中第七項を第九項とし、第六項の次に次の二項を加える。

七 第一項第七号の基準所得金額は、全ての市町村に係る第一号から第三号までに掲げる規定に該当する第一号被保険者数の見込数に、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た数を合算した数と、全ての市町村に係る第四号及び第五号に掲げる規定に該当することとなる第一号被保険者数の見込数に、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た数を合算した数との均衡が図られる

こと等を勘案して厚生労働大臣が定める額とする。ただし、当該額によるものが適当でないこと認められる特別の必要がある場合においては、保険料収納必要額を保険料により確保することができるよう、市町村が同項各号の区分ごとの第一号被保険者数の見込数等を勘案して設定する額とすることができる。

一 第一項第一号 十分の五
二 第一項第二号及び第三号 十分の二・五
三 第一項第四号 十分の一
四 第一項第六号及び第七号 十分の二・五
五 第一項第八号及び第九号 十分の六

八 第一項第八号の基準所得金額は、同項第七号の基準所得金額を超える額であつて、全ての市町村に係る同項第八号に該当することとなる第一号被保険者数の見込数と、全ての市町村に係る同項第九号に該当することとなる第一号被保険者数の見込数との均衡が図られること等を勘案して厚生労働大臣が定める額とする。ただし、当該額によるものが適当でないこと認められる特別の必要がある場合においては、保険料収納必要額を保険料により確保することができるよう、市町村が同項各号の区分ごとの第一号被保険者数の見込数等を勘案して設定する額とすることができる。

第三十九条第一項中「第六号」を「第九号」に改め、同項第一号中「四分の二」を「十分の五」に改め、同号イ中「ものを」を「者を」に改め、同号ハ中「又は第六号ロ」を「第六号ロ、第七号ロ、第八号ロ又は第九号ロ」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ 市町村民税世帯非課税者であつて、当該保険料の賦課期日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額の合計額が八十万円以下であり、かつ、イ、ロ又はニに該当しないもの

第三十九条第一項第二号中「四分の二」を「十分の七・五」に改め、同号イ中「八十万円」を「百二十万円」に、「該当しない者」を「該当しないもの」に改め、同号ロ中「又は第六号ロ」を「第六号ロ、第七号ロ、第八号ロ又は第九号ロ」に改め、同項第三号中「四分の三」を「十分の七・五」に改め、同号イ中「該当しない者」を「該当しないもの」に改め、同号ロ中「又は第六号ロ」を「第六号ロ、第七号ロ、第八号ロ又は第九号ロ」に改め、同項第七号中「掲げる」を「定める」に改め、同号を同項第十号とし、同項第六号中「掲げる」を「定める」に改め、同号ロ中「部分を除く。」の下に「次号ロ又は第九号ロ」を加え、同号の次に次の二号を加える。

八 次のいずれかに該当する者 前号に定める割合を超える割合で市町村が定める割合
イ 合計所得金額が前号イに規定する額を超える額であつて市町村が定める額未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ(1)に係る部分を除く。）又は次号ロに該当する者を除く。）

九 次のいずれかに該当する者 前号に定める割合を超える割合で市町村が定める割合
イ 合計所得金額が前号イに規定する額を超える額であつて市町村が定める額未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第三十九条第一項第五号中「四分の四」を「十分の十」に改め、同号口中「又は次号ロを」、次号ロ、第八号ロ又は第九号ロ」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「四分の四」を「十分の十」に改め、同号イ中「前三号」を「前各号」に改め、同号ロ中「又は第六号ロ」を「第七号ロ、第八号ロ又は第九号ロ」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 次のいずれかに該当する者 十分の九を標準として市町村が定める割合

イ 当該保険料の賦課期日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者であつて、当該保険料の賦課期日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額の合計額が八十万円以下であり、かつ、前三号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(第一号イ(1)に係る部分を除く。次号ロ、第六号ロ、第七号ロ、第八号ロ又は第九号ロに該当する者を除く。)

第三十九条第二項中「規定する割合、同項第五号イ及び第六号イ」を「定める割合、同項第六号イ、第七号イ、第八号イ及び第九号イ」に、「同項第六号」を「同項第九号」に改め、同条第四項中「前条第七項」を「前条第九項」に改める。

第二條 介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令(平成十年政令第四百十三号)の一部を次のように改正する。

第五條の見出しを「平成二十七年から平成二十九年までの第二号被保険者負担率」に改め、同条中「平成二十四年度から平成二十六年まで」を「平成二十七年から平成二十九年まで」に、「百分の二十九」を「百分の二十八」に改める。

第十三条中「第三十八条第七項」を「第三十八条第九項」に改める。

附則

1 この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

2 この政令の施行の際現に第一条の規定による改正前の介護保険法施行令第四条第一項第九号に該当している者の助言(平成二十八年三月三十一日までの間において行われるものに限る。)を受けて選定された福祉用具の貸与又は販売については、なお従前の例による。

厚生労働大臣 塩崎 恭久
内閣総理大臣 安倍 晋三

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十六年十二月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第三百九十八号

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第三百六十六号)第二十七条の四第一項及び防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年法律第三百三十五号)附則第十五条の規定に基づき、この政令を制定する。

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令(昭和二十七年政令第三百六十八号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第五号中「百分の六十七・五を」を「六月一日に係るものにあつては百分の六十七・五を、十二月一日に係るものにあつては百分の八十二・五をそれぞれ」に改める。

附則

(施行期日)
第一条 この政令は、公布の日から施行する。

(平成二十七年一月一日における昇給の号俸数の特例等)

第二条 平成二十七年一月一日における防衛省の職員の給与等に関する法律施行令(次条第一項において「給与令」という。)第六条の十四第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「定める号俸数」とあるのは「定める号俸数に相当する数から一を減じて得た数に相当する号俸数」と、同条第二項中「定める号俸数」とあるのは「定める号俸数に相当する数から一を減じて得た数に相当する号俸数」と、「同項の」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成二十六年政令第三百九十八号)附則第三條の規定により読み替えられた同項の」とする。

第三条 平成二十七年一月一日において、昇給抑制等年齢職員(給与令第六条の十四の二第一項に規定する昇給抑制等年齢職員をいう。以下この条において同じ。)について防衛省の職員の給与等に関する法律第五條第二項において準用する一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第八条第六項の規定による昇給をさせる場合の号俸数は、給与令第六条の十四の二の規定にかかわらず、同条第一項各号に定める号俸数に相当する数から一を減じて得た数に相当する号俸数(平成二十六年一月一日後に新たに職員となった者であつて昇給抑制等年齢職員となったもの又は同日後に給与令第六条の六第四項若しくは第五項、第六条の九若しくは第六條の十の規定により号俸を決定された昇給抑制等年齢職員(給与令第六条の六第五項の規定により号俸を決定された昇給抑制等年齢職員にあつては、上位の職務の級に決定される資格を取得するに至つたことにより昇格した場合その他これに準ずる場合において号俸を決定されたものに限る。)にあつては、給与令第六条の十四の二第一項各号に定める号俸数に相当する数から一を減じて得た数(平成二十六年十月一日から同年十二月三十一日までの間に新たに職員となり、又は当該号俸を決定された者にあつては、防衛大臣の定める数)に、その者の新たに職員となつた日又はその決定の日から平成二十六年十二月三十一日までの期間の月数(一月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に相当する号俸数(防衛大臣の定める昇給抑制等年齢職員にあつては、同項各号に定める号俸数に相当する数から一を減じて得た数に相当する号俸数を超えない範囲内で防衛大臣の定める号俸数)とする。ただし、勤務成績が良好である昇給抑制等年齢職員、勤務成績がやや良好でない昇給抑制等年齢職員及び勤務成績が良好でない昇給抑制等年齢職員に該当すると決定された者並びにこの項本文の規定により算定された号俸数が零となる場合に於ける昇給抑制等年齢職員は、昇給をしないものとする。

2 前項の規定による昇給の号俸数が、平成二十七年一月一日にその者が属する職務の級又は階級の最高の号俸の号数から平成二十六年十二月三十一日にその者が受けていた号俸(平成二十七年一月一日において職務の級若しくは階級を異にする異動又は防衛大臣の定める異動をした昇給抑制等年齢職員にあつては、当該異動後の号俸)の号数を減じて得た数に相当する号俸数を超えることとなる場合には、同項の規定にかかわらず、昇給抑制等年齢職員の昇給の号俸数は、当該相当する号俸数とする。

3 前二項に定めるもののほか、これらの規定による昇給抑制等年齢職員に昇給に關し必要な事項は、防衛大臣が定める。

防衛大臣 江渡 聡徳
内閣総理大臣 安倍 晋三

各 指 定（介護予防）福祉用具貸与事業者 様
各指定特定（介護予防）福祉用具販売事業者 様

岡山市保健福祉局事業者指導課長

居宅介護支援事業者に対する利益供与について（通知）

日頃から、介護保険サービスの適正な提供にご尽力いただきありがとうございます。

さて、指定（介護予防）福祉用具貸与事業者及び指定特定（介護予防）福祉用具販売事業者により、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者にとって特定の事業者を利用させることの対償として行う利益供与は、下記参考条文のとおり、サービス提供の公正中立性の確保を妨げる行為として禁止されています。しかしながら、第三者から見て公平性を疑われかねないような事例が見受けられるとの情報提供が本市に寄せられています。

事業者の皆様方におかれましては、条例等で定める規準を遵守するとともに、利用者や第三者から公正、公平性を疑われることのないよう十分に留意の上、事業活動を行っていただきますようよろしくお願いいたします。

（参考）

岡山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

（平成24年12月19日 条例第85号）

（居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止）

第37条 指定訪問介護事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

※福祉用具貸与、販売については上記条文を準用しています。

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準

（平成11年3月31日 厚生省令第38号）

（居宅サービス事業者等からの利益収受の禁止等）

第25条

3 指定介護支援事業者及びその従業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

上記に加え、介護予防サービスについても条例、省令に同様の定めがあります。

（問い合わせ先）
在宅指導係 笠井
TEL 086-212-1013

(別記)

介護保険請求時の福祉用具賞与における商品コード等の
介護給付費明細書の記載について

介護給付費明細書へ記載するコードについては、テクノエイド協会が付しているT A I S
コード又はJ A Nコードを有している商品についてはいずれかのコードを記載することとす
ること。
また、両方のコードを有している商品については、どちらのコードを記載しても差し支え
ないこと。

- 1 (公財) テクノエイド協会が構築している福祉用具情報システムに登録している商品に
について
(1) 既にテクノエイド協会が付している番号の内、企業コード(5桁)及び商品コード
(6桁)を左語で記載すること。その際に企業コードと商品コードの間は「-」でつな
ぐこととする。
(2) 2以上コードを有している商品については、どの種別で保険請求しているかという観
点からコードを記載すること。
2 J A Nコードを取得している商品については、J A Nコードを左語で記載

いずれのコードも有していない商品に限り、次のとおりローマ字で記載を可能とする。

- (1) メーカー名と商品名を英字(ハボン式で大文字)で記載し、その間は「-」でつなぐ
こととする。
(2) メーカー名の記載については、株式会社等の各企業で共通するような名称を除き、次
頁に定める変換方法により英字(ハボン式で大文字)で記載
(例) アメリカカペッドメデイカルサービス株式会社 → AMERIKABET
株式会社松本製作所 → MATSUMOTOS
(3) 商品名の記載については、型番を有している商品については型番を記載し、型番がな
い商品については、商品名を別紙に定める変換方法により英字(ハボン式で大文字)で
記載(ハボン式については次表を参照のこと。)

(例) 自走式車いす A A - 1 2 → A A - 1 2

アルミ製標準車 → ARUMSEIH

(参考) J A Nコードとは、「国コード」、「商品メーカーコード」、「商品アイテムコ
ード」、「チェックデジット」からなる商品識別コードの一つであること。このコードは、
店舗等で商品に印刷されているバーコードの一つであること。

(別紙)

あ行	あいうえお A I U E O	や行	やいゆえよ Y A I Y U E Y O
か行	かきくけこ K A K I K U K E K O	ら行	らりるれろ R A R I R U R E R O
さ行	きやくけきよ K Y A K Y U K Y O		りやりゆりよ R Y A R Y U R Y O
た行	さしすせそ S A S H I S U S E S O	わ行	わゐうゑを W A I U E O
な行	しやしゆしよ S H A S H U S H O	ん	ん N(M)
は行	たちつてと T A C H I T S U T E T O	が行	がぎぐげご G A G I G U G E G O
ま行	ちやちゆちよ C H A C H U C H O		ぎやぎゆぎよ G Y A G Y U G Y O
	なにぬねの N A N I N U N E N O	ざ行	ざじずぜぞ Z A J I Z U Z E Z O
	にやにゆによ N Y A N Y U N Y O		じやじゆじよ J I Y A J I Y U J I Y O
	はひふへほ H A H I F U H E H O	だ行	だぢづでど D A J I Z U D E D O
	ひやひゆひよ H Y A H Y U H Y O	ば行	ばびぶべぼ B A B I B U B E B O
	まみむめも M A M I M U M E M O		びやびゆびよ B I Y A B I Y U B I Y O
	みやみゆみよ M Y A M Y U M Y O	ぱ行	ぱぴぷぺぽ P A P I P U P E P O
			びやびゆびよ P Y A P Y U P Y O

- 1 撥音 ハボン式ではB、M、Pの前にNの代わりにMをおく。
N A M B A 難波(なんば) H O M M A 本間(ほんま) S A M P E I 三瓶(さんべい)
- 2 促音 子音を重ねて示す。
H A T T O R I 服部(はっとり) K I K K A W A 吉川(きつかわ)
ただし、チ(CHI)、チャ(CHA)、チュ(CHU)、チョ(CHO)音に限り、そ
の前にIを加える。
H O T T C H I 発地(ほっち) H A T C H O (はっちょう)

(案)

老振第〇〇〇〇〇号
平成〇年〇月〇日

都道府県
各 指定都市 介護保険主管部 (局) 長 殿
中 核 市

厚生労働省老健局振興課長
(公 印 省 略)

複数の福祉用具を貸与する場合の運用について

第 119 回 社会保険審議会介護給付費分科会による答申を受け、複数の福祉用具を貸与する場合は、給付の効率化・適正化の観点から、予め都道府県等に減額の規程を届け出ることにより、通常の貸与価格から減額して貸与することを可能とする。本取り扱いは、複数の福祉用具を貸与する場合に、指定福祉用具貸与事業者の経営努力などの取り組みを柔軟に利用料に反映することで、適切な利用料によって利用者に対する福祉用具貸与がなされることを目的とするものである。

その運用方法については、下記のとおりとするので、各都道府県におかれては、管下の指定福祉用具貸与事業所及び居宅介護支援事業所等に周知いただくと共に、事業者指定事務の取り扱いについてご配慮願いたい。

記

1. 複数の福祉用具を貸与する場合の考え方
複数の福祉用具を貸与する場合は、同一の利用者に二つ以上の福祉用具を貸与する場合とする。そのため複数の捉え方については、例えば一つの契約により二つ以上の福祉用具を貸与する場合、契約数に関わらず二つ以上の福祉用具を貸与する場合等、指定福祉用具貸与事業者が実情に応じて規定することとなる。
2. 減額の対象となる福祉用具の範囲
減額の対象となる福祉用具の範囲は、指定福祉用具貸与事業者が取り扱う種目の一部又は全ての福祉用具を対象とすることができることとする。
例えば、主要な福祉用具である車いす及び特殊寝台と同時に貸与される可能性が高い以下の種目を減額の対象となる福祉用具として設定することなどが考えられる。
①車いす付属品、②特殊寝台付属品、③床ずれ防止用具、④手すり、⑤スロープ、⑥歩行器

3. 減額する際の利用料の取定方法

指定福祉用具貸与事業者は、既に届け出ている福祉用具の利用料(以下、「単品利用料」という。)に加えて、減額の対象とする場合の利用料(以下、「減額利用料」という。)を設定することとする。また、一つの福祉用具には、同時に貸与する福祉用具の数に応じて複数の減額利用料を設定することも可能である。

従って、本取り扱いを行う指定福祉用具貸与事業者は、予め事業所内のシステム等において一つの福祉用具に対して単品利用料と減額利用料を設定する必要がある。

なお、特定の福祉用具を複数組み合わせたもの、いわゆるセットについては総額のみによる減額利用料を設定することなく、個々の福祉用具に減額利用料を設定すること。

4. 減額の規定の整備

「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成11年3月31日厚生省令第37号)(以下、「指定基準」という。)等に規定するとおり運営規定等に単品利用料と減額利用料のいずれについても記載する必要がある。

指定基準等により、指定福祉用具貸与事業者は利用料等の運営規定を定めることとされていることから、本取り扱いを行う指定福祉用具貸与事業者においては、減額利用料に関する規定を定め、各指定権者において規定する事業者の指定に関する要領等に則った手続きが必要となる。

5. 減額利用料の算定等

月の途中において、本取り扱いが適用される場合、或いは適用されなくなる場合の算定方法は、従前の例によることとする。

6. 利用者への説明

月の途中において変更契約等を行う際には、指定福祉用具貸与事業者は契約書等においてその旨を記載し、利用者に対して利用料の変更に関する説明を行い、理解を得ることとする。

7. 居宅介護支援事業所等への連絡

本取り扱いに関する運用を含め、指定福祉用具貸与事業者が利用料を変更する際は、居宅介護支援事業所等において区分支給限度基準額管理を適正に行えるよう、その都度、関係事業所が必要な情報を共有すること。

8. その他留意事項

減額する福祉用具の利用料については、利用料のうち重複する経費として想定されるアセスメント、契約手続き、配送・納品及びモニタリング等に係る経費に相当する範囲において適切に設定いただくとくようご留意願いたい。

1. 各種書類の提出期限について

- ① 平成27年4月1日適用開始の体制届
- ・国の留意事項通知にかかわらず、体制届の提出期限は、

平成27年4月1日（水） とします。

※（体制届の必要書類・提出方法については、詳細が決定次第、岡山市事業者指導課ホームページでお知らせします。）

2. 平成27年度報酬改定に伴い、重要事項説明書が変更となる場合について（案）

- (1) 平成27年度からの利用申込者に対しては、変更内容を反映させた重要事項説明書を作成の上、当該説明書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ること。
- (2) 既存の利用者に対しては、変更内容を反映した重要事項説明書（同意を得ている重要事項説明書の内容の一部差し替えとして、変更部分のみでも可）を交付して説明を行うこと。

3. 運営規程の記載内容の変更について

平成27年8月から、一定以上所得者の利用者負担の見直しが行われることに伴い、利用料の額について、運営規程に「法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額の1割」である旨記載している場合は、2割負担となる場合についての追記が必要となります。

運営規程の記載内容を変更するとともに、変更後10日以内に変更届を提出してください。

4. 疑義照会（質問）について

今回の集団指導に係る内容のものに限らず、疑義照会・質問等については、「質問票」によりFAXにて送信してください。

5. 厚生労働省からのQ&A等について（案）

今後、厚生労働省から発出されるQ&A等については、随時ホームページ上で公開していきます。

また、Q&A等の内容によっては、本日の集団指導資料の記載内容を変更する場合があります。その場合もホームページ上でお知らせしますので、随時確認をお願いします。

（岡山市事業者指導課ホームページ）

http://www.city.okayama.jp/hohuku/jigyousyasidou/jigyousyasidou_00003.html

岡山市 保健福祉局 事業者指導課 宛
FAX番号 086-221-3010

電話・FAX番号・メールアドレス 変更届

下記のとおり電話・FAX番号・メールアドレスが変更になりましたので、
お知らせします。

記

法人名 _____

事業所名 _____

介護保険事業所番号 _____

旧番号

電話番号	
FAX番号	
メール アドレス	

新番号

電話番号	
FAX番号	
メール アドレス	

